

糸魚川市国土強靱化地域計画

（案）

令和8年 月

目 次

1	計画の策定趣旨、位置づけ	1
2	国土強靱化の考え方	2
3	地域特性	3
4	想定する自然災害	5
5	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8
6	脆弱性の評価	10
7	推進方針	14
8	計画の推進と見直し	48

（別紙）糸魚川市国土強靱化地域計画 分野別事業計画

1 計画の策定趣旨、位置づけ

(1) 計画の策定趣旨

東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害を受け、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定した。さらに、令和の時代に入り、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化、地震災害の切迫、インフラ老朽化、少子高齢化の進行など、国土強靱化を取り巻く状況は一層厳しさを増していることから、国は基本計画の見直しを重ね、事前防災の徹底、官民連携の強化、地域の維持・活力向上を重視して取組を進めている。

本市においても、平成 28 年 12 月発災の「糸魚川市駅北大火」をはじめ、令和元年 10 月の「台風 19 号災害」、令和 3 年 3 月の「来海沢地すべり」、令和 4 年 2 月の「島道雪崩」、令和 6 年 1 月の「能登半島地震」など、近年、様々な災害により甚大な被害が発生している。

ユネスコ世界ジオパークに認定される変化に富んだ地形・地質、自然資源に恵まれた本市は、その反面、多様な自然がもたらす土砂災害、雪害、風水害、地震災害など、様々な災害リスクを有している。加えて、人口減少・高齢化の進行や地域コミュニティの担い手不足、インフラの老朽化など、災害対応力を低下させ得る課題にも直面している。

これらのことから、いつ起こるかわからない、いかなる災害に対しても、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめ、迅速な復旧・復興が可能な、強くしなやかな災害に強い地域をつくりあげるため、「糸魚川市国土強靱化地域計画」を策定する。

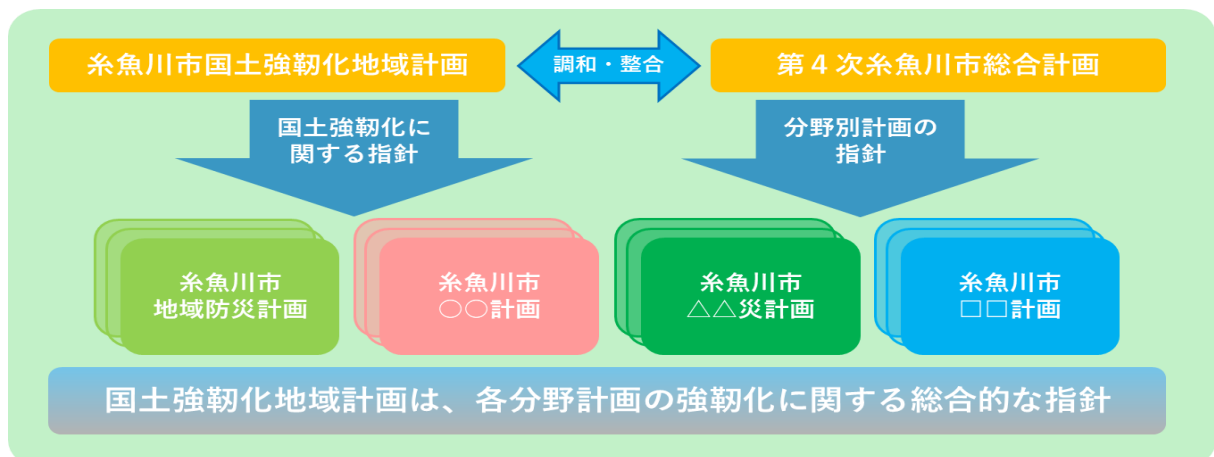
(2) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、国の国土強靱化基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画を踏まえ、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、現在策定中の第4次糸魚川市総合計画とは調和・整合を図り、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画については、この国土強靱化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。

本計画は、国の国土強靱化基本計画の中長期的な視野を踏まえつつ、新潟県国土強靱化地域計画との連携・整合を確保しながら推進するものとし、計画策定後、概ね5年ごとに見直すこととする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを検討する。



2 国土強靱化の考え方

国土強靱化とは、大規模自然災害等による被害を最小限に抑え、災害発生後の迅速な復旧・復興を可能とするため、事前防災及び減災その他必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、強さとしなやかさを備えた安全・安心な国土、地域及び経済社会システムを平時から構築していくことである。

この考え方の下、本計画においては、災害の発生そのものを完全に防ぐことは困難であるという前提に立ちつつ、あらゆる災害に対して被害をできる限り小さくし、災害時においても市民生活や社会・経済活動に不可欠な機能を維持し、早期の回復を可能とする地域づくりを進める。

また、気候変動の進行、人口減少・高齢化、社会資本の老朽化、感染症の発生など、社会構造の変化に伴う新たなリスクも見据え、自助・共助・公助が相互に連携した地域防災力の向上を図るものとする。

国の国土強靱化基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画との整合を図り、本市の地域特性並びにこれまでに発生した各種災害の教訓を踏まえ、次の4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電気等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 地域特性

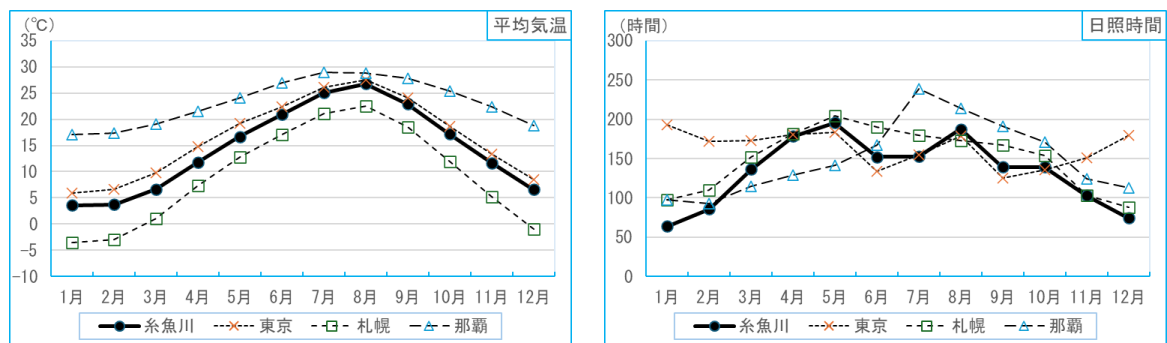
(1) 地勢

本市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接しており、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐・白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれている。また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっている。

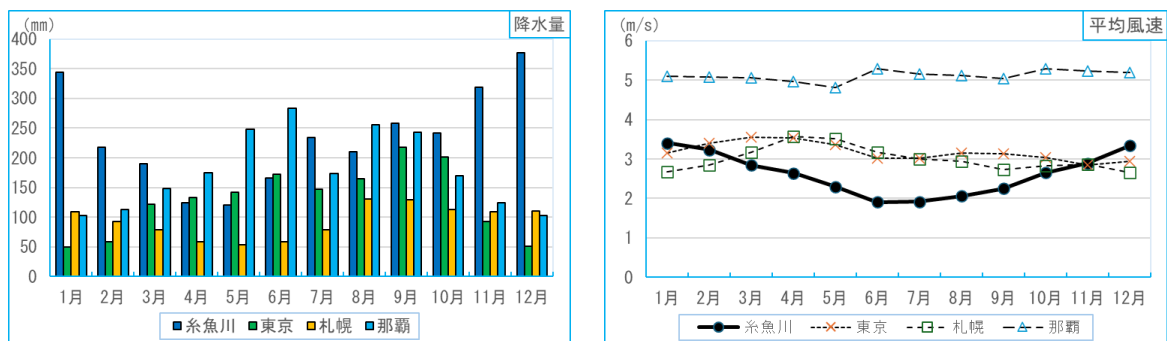
こうした多様な自然資源とそこで生活する人々の活動が認められ、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。

(2) 気候

本市と全国主要都市の月別平均気温及び月別日照時間、月別降水量を以下の図に示す。糸魚川市の月別平均気温は東京よりも低く、札幌よりも高いほか、那覇市と比較して気温の月較差が大きい傾向が見られ、日照時間は、夏季は比較的多い一方、冬季は降雪や曇天の影響により、他の主要都市よりも少なくなる。降水量は、日本海側特有の気候を反映し、冬期間に多くなる傾向となっており、平均風速は冬季に強まる傾向があるが、年間を通じては比較的弱い傾向となっている。



※都市ごとの月別平均気温（左）及び月別日照時間（右）



※都市ごとの月別降水量（左）及び月別平均風速（右）

※出典：気象庁ホームページ「気象観測所データ」

統計期間：昭和 54 年(1979 年)～令和 7 年(2025 年)

降水量のみ、昭和 51 年(1976 年)～令和 7 年(2025 年)

(3) 港湾・交通

本市の主要な道路として、海岸沿いの東西方向に国道 8 号及び北陸自動車道が、姫川沿いの南北方向に国道148号が配置されていて、国道 8 号沿いには、道の駅が 3 か所、北陸自動車道には 3 か所のインターチェンジが設けられている。

鉄道は、平成 27 年 3 月に市域を東西方向に横断する形で北陸新幹線が開通し、それと並行する形で第 3 セクターえちごトキめき鉄道株式会社の日本海ひすいラインが、南北方向に JR 西日本が運行する大糸線が配置されている。

港湾に関しては、新潟県の地方港湾「姫川港」があり、糸魚川地域の産業の活力と市民生活の安定を支える基盤となっており、長野県中信地域への日本海の玄関口としても大変大きな役割を担っている。また、他の港から石炭灰、スラグなどをリサイクル資源として受入れ、セメント製品として出荷するなど、日本海沿岸の静脈物流港として環境面においても重要な役割を果たしている。

4 想定する自然災害

地理的条件や過去の災害発生事例を勘案しながら、糸魚川市地域防災計画との整合を図り、以下の5つとした。

(1) 地震災害

地域防災計画において想定している地震及びその被害想定から3つの地震について想定した。

想定地震		マグニ チュード	震度	過去の事例
海域の地震	新潟県南西沖地震	7.7	4～6 弱	新潟地震(S39) 日本海中部地震(S58) 能登半島地震(R6)
内陸の地震	上越地域の地震	7.0	4～5 強	長岡地震(S36) 新潟県中越地震(H16)
直下型地震	糸魚川市全域	6.9	震度 6 弱 ～6 強	—

[過去の災害事例]

R6.1.1 能登半島地震

震源：石川県能登地方

規模：マグニチュード 7.6

観測震度：震度 5 強（一の宮、能生）、震度 5 弱（青海、大野）

被害：人的被害 軽傷 4 人

建物等被害 半壊 5 棟、準半壊 8 棟、一部損壊 661 棟 合計 674 棟

その他 市道、水道施設、文教施設、農林水産業施設等

(2) 津波・高波災害

地域防災計画において想定している2つの地震（モデル）に基づき、津波による浸水想定を行った。

想定地震	新潟県南西沖地震	F41 津波断層モデル
マグニチュード	Mw7.75	Mw7.6
最大津波高	1.9～3.8m	3.4～13.0m
第一波到達時間	5分以内	5分以内

(3) 風水害

地域防災計画において現時点で風水害の規模、被害状況等について想定することは極めて困難であるが、過去の事例等に基づき想定を行った。

○水害・土砂災害

[過去の災害事例]

S60. 2. 15 玉ノ木地すべり災害

通称：熱田山（標高 170m）の中腹斜面で発生

規模：長さ 110m、幅 70m、厚さ 5m、高さ 70m、流出土砂約 4 万 m³

被害：死者 10 人、重傷 1 人、軽傷 3 人

H7. 7. 11 7. 11 水害

梅雨前線の停滞による豪雨

気象：平岩地区で 1 時間に 50 mm 以上の降雨。

12 日夜までの総降雨量 485 mm。

被害：全壊 13 棟、半壊 4 棟、一部破損 1 棟、

床上浸水 45 棟、床下浸水 171 棟

H8. 12. 6 蒲原沢土石流災害

崩落した土砂で堰き止められた川の水による土石流

気象：小谷村での総降雨量 49 mm、降雪量 5～6 cm

被害：死者 14 人、重傷者 2 人、軽傷者 6 人

R3. 3. 4 来海沢地すべり災害

林野庁所管地すべり防止区域で、全長 230m、幅 70m（暫定値）において地すべりブロックが崩落し、雪交じりの土砂が来海沢地区まで流出。

被害：人的被害なし

建物被害 住家 3 件（全壊 2 棟、半壊 1 棟）

非住家 3 件（全壊 3 棟）、その他 7 件

その他 県道埋塞、河川埋塞、農業用施設、水道施設

○風害

[過去の災害事例]

H28. 12. 22 糸魚川市駅北大火

気象：最大瞬間風速 27. 2m/s 南南東（午前 11 時 40 分）

被害：全焼 120 棟、半焼 5 棟、部分焼 22 棟、焼損面積 約 4 ha

負傷者 17 人（一般 2 人、消防団員 15 人）

被災者 145 世帯、260 人、56 事業所

(4) 雪害

地域防災計画において現時点で雪害の規模、被害状況等について想定することは極めて困難であるが、過去の事例等に基づき想定を行った。

[過去の災害事例]

S59 59 年豪雪

積 雪 深：糸魚川地域 302 cm（平均）、能生地域 133 cm（能生）、
青海地域 130 cm（青海分署）

人的被害：死者 1 人、負傷者 5 人

S60 60 年豪雪

積 雪 深：糸魚川地域 255 cm（平均）、能生地域 115 cm（能生）、
青海地域 167 cm（青海分署）

人的被害：死者 2 人、重傷者 2 人、負傷者 16 人

S61 61 年豪雪

積 雪 深：糸魚川地域 255 cm（平均）、能生地域 190 cm（能生）、
青海地域 170 cm（青海分署）

人的被害：死者 14 人、重傷者 6 人、軽傷者 4 人、負傷者 9 人

R3 令和 3 年豪雪

積 雪 深：208 cm（平均）

人的被害：死者 1 人、負傷者 8 人

建物被害：住家 一部損壊 46 棟、床下浸水 1 棟

非住家 全壊 12 棟、半壊 3 棟、一部損壊 36 棟

R4. 2. 23 島道雪崩災害

発生場所：大字島道 大沢岳頭頂部

雪崩種類：表層雪崩（厚さ 1.5m、長さ約 2 km）

人的被害：死者 1 人

そ の 他：軽自動車 2 台損壊、島道貯水池上屋損壊

(5) 火山災害

地域防災計画において対象とする火山災害の火山は「新潟焼山」と「妙高山」であるが、特に新潟焼山は国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等により設置されている新潟焼山火山防災協議会での検討結果により想定を行った。

[過去の災害事例]

S49. 7. 28 水蒸気爆発 死者 3 人、土石流、火山灰により農業施設や発電所に被害

S58. 4. 14 水蒸気爆発 山頂付近降灰

H9～H10 小規模水蒸気噴火 4 回の火山灰噴出活動確認

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている 35 項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、本市の地域特性を踏まえて以下の 29 項目を設定した。

これらのシナリオは策定時の最新情報に基づくものであるが、近年、気候変動に伴う災害の激甚化・複合化や、情報通信技術の進展に伴う新たな脆弱性、さらには感染症の流行など、社会を取り巻くリスクは多様化・複雑化している。

このため、本計画の見直し時においては、国の動向、最新の科学的知見、本市における新たなリスク分析に基づき、必要に応じてリスクシナリオの追加や見直しをおこなうものとする。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電気等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

6 脆弱性の評価

国が実施した評価方法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。
リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析評価を行った。
この項目で言う各部は、地域防災計画の災害対策本部における部を言う。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		防災部・総務部	市民部	産業部	教育部	消防部	評 価
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・市庁舎の耐震化 ・災害情報の伝達方法の多重化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・家具類の固定など室内安全対策 ・避難所の耐震化状況の把握 ・自主防災組織の設立、活性化支援	・病院の耐震化 ・空き家対策 ・社会福祉施設等の耐震化 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・住宅の耐震化 ・公共特定建築物の耐震化 ・都市基盤等の整備 ・無電柱化の推進 ・緊急車両進入路、避難路等の整備	・学校の耐震化 ・学校における防災教育、避難訓練の実施	・消防庁舎の耐震化 ・緊急車両進入路等の確認	建築物の耐震化や安全化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を促進するとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。 また、災害時における情報収集及び伝達体制の整備・強化を図る必要がある。
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法の多重化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・自主防災組織の設立、活性化支援	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・建築物の不燃化推進 ・木造住宅密集地区防災事業の推進	・学校における防災教育、避難訓練の実施	・住宅用火災警報器の設置 ・初期消火資機材の整備、訓練の実施 ・消防団の充実強化 ・立入検査の実施 ・事業所合同訓練の実施	消火用施設の整備を進めるとともに、初期消火体制の強化、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・災害情報の伝達方法の多重化 ・津波ハザードマップの作成 ・避難誘導看板等の設置 ・防災行政無線の整備	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・海岸保全施設の整備促進 ・高潮対策	・学校における防災教育、避難訓練の実施		災害時における避難路の確保、避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、津波ハザードマップ及び避難指示等の判断・伝達マニュアル（津波）を更新していく必要がある。
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法の多重化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・洪水ハザードマップの作成	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・河川改修等の治水対策 ・河川関連施設の老朽化対策 ・海岸保全施設の整備促進 ・高潮対策 ・雨水配水対策	・学校における防災教育、避難訓練の実施		河川改修や河川関連施設の耐震化、老朽化対策を促進するとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成、周知、住民等への情報伝達手段の多重化等、避難体制の整備を進める必要がある。
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法の多重化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・土砂災害ハザードマップの作成	・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・土砂災害対策施設の整備、老朽化対策 ・土砂災害警戒区域等の指定及び周知 ・ため池の整備、廃止 ・ため池ハザードマップの作成 ・地すべり巡視員による巡視	・学校における防災教育、避難訓練の実施		土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。 また、土砂災害警戒区域等の周知、防災教育の充実、土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等の判断、伝達マニュアルを更新する必要がある。
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生	・災害情報の伝達方法の多重化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・火山防災マップの作成 ・新潟焼山火山防災協議会への参画	・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成		・学校における防災教育、避難訓練の実施		火山防災協議会への参画により、火山噴火対策を進めるとともに、防災教育の充実、火山防災マップ及び火山防災ハンドブックや避難指示等の判断、伝達マニュアルを更新する必要がある。
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・雪崩危険箇所の周知 ・適切な情報提供、警戒	・高齢者等への屋根雪除雪支援	・道路除雪等による冬期交通の確保 ・アンカーの設置助成等による雪下ろし事故防止対策 ・克雪住宅の普及促進	・学校における防災教育、避難訓練の実施	・雪崩危険箇所の巡視、警戒	効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備により、冬季間の円滑な交通確保を図る。 また、雪下ろし事故防止に向けた、アンカー設置等の安全対策を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		防災部・総務部	市民部	産業部	教育部	消防部	評 価
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・消防職員の採用強化 ・災害応援の受入体制の構築 ・防災士、防災リーダーの育成				・消防施設の適切な維持管理 ・消防団員の確保	消防施設の適切な維持管理を進めるとともに、消防団員の確保、自主防災組織の活性化や防災士など防災リーダーの育成を図る必要がある。
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・病院防災マニュアル等の作成支援 ・建設業協会及び団体との連携・強化 ・防災意識の啓発	・病院の耐震化 ・病院間での不足医師の融通派遣、災害時の救急医療に係る連携体制の強化 ・医薬品、医療機器等の供給確保体制の整備 ・災害拠点病院における事業継続計画（ＢＣＰ）の作成				市民の防災意識の向上により負傷者の発生を防ぐとともに、医療機関や医療関係団体との緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を構築する必要がある。
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす死者の発生	・避難所の衛生状態、生活環境の把握 ・プライバシーの確保 ・防災備蓄品の整備、分散配備 ・公民館等の防災機能の強化 ・福祉避難所の体制整備 ・ホテル等への避難者受入体制の整備	・避難所開設・運営マニュアルの策定、更新 ・居住環境整備、プライバシーの確保 ・車中避難等、避難所以外に滞在する被災者への支援 ・福祉避難所との連携		・学校、体育館等の防災機能の強化 ・避難所のトイレ洋式化 ・避難所へのエアコン設置 ・避難所のバリアフリー化		避難所の防災機能を強化、居住環境の改善を図るとともに、車中泊など避難所以外への避難者の健康対策を進める必要がある。
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・食料、物資の備蓄 ・非常用燃料の備蓄 ・民間事業者との物資調達協定の締結 ・自助、共助による備蓄の促進、啓発					市民に対して食料等の備蓄の重要性を啓発する。また、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要がある。
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・情報通信利用環境の強化 ・孤立するおそれのある地区の事前把握 ・発電機等の電力の確保 ・緊急物資の備蓄 ・通信手段の確保		・河川改修等の治水対策 ・土砂災害対策施設の整備 ・道路施設の老朽化対策 ・道路の防災対策			孤立するおそれのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要がある。また、ドローン等を活用した速やかな被害状況及び必要物資等の配送ができる体制の整備を進める必要がある。
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	・公民館等の防災機能強化 ・衛生用品及び防疫薬品の備蓄 ・避難所の衛生状態、生活環境の把握	・平時からの感染症予防対策の強化 ・衛生用品及び防疫薬品の備蓄 ・避難所開設・運営マニュアルの策定 ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援 ・福祉避難所の指定 ・避難者の健康観察、情報共有	・応急給水体制の整備 ・上下水道の耐震化、機能維持	・学校、体育館等の防災機能の強化 ・避難所トイレの洋式化 ・避難所へのエアコン設置 ・避難所のバリアフリー化		平時から感染予防を推進するとともに、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要がある。避難所トイレの洋式化やエアコンの設置等により、居住環境の改善を図るとともに、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要がある。
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務継続体制の強化（ＢＣＰの見直し） ・市庁舎等の耐震性強化 ・停電時の行政機能の確保 ・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施 ・避難所への非常用発電設備の設置				・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施 ・防災行政無線等による市民への情報提供 ・消防団、広報車等による広報	業務継続計画（ＢＣＰ）を常に更新していくとともに、市庁舎等の耐震性強化や非常用電源等の確保を進める必要がある。また、通信施設等の設備強化を進める必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		防災部・総務部	市民部	産業部	教育部	消防部	評 価
4	経済活動の早期復旧を図る	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下			・幹線道路等の整備 ・港湾の大規模地震対策 ・鉄道施設、設備の強化 ・事業所等における事業継続体制の強化（ＢＣＰ策定支援） ・復旧支援体制の整備			物流ネットワークの強化を推進するとともに、港湾・鉄道等施設の強化について、関係機関へ要望を進める。 また、市内事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進する必要がある。
		4-2	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	・通信事業者等における事業継続体制の強化（ＢＣＰ策定支援）	・郵便局における事業継続体制の強化（ＢＣＰ策定支援）	・銀行等における事業継続体制の強化（ＢＣＰ策定支援） ・生活インフラの早期復旧 ・被災者対応の体制整備			通信ネットワークの強靱化及び多重化などにより、金融サービス等の機能停止が長期化しないよう必要な対策を事業所等と講じる必要がある。
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	・家庭や事業所等における食料、物資の備蓄 ・民間事業者との物資調達協定の締結 ・自助、共助による備蓄の促進		・事業継続体制の強化 ・農林水産業の生産基盤の防災・減災 ・担い手の育成や関係団体への支援 ・事業所等における食料、物資の備蓄			市民等に対して食料等の備蓄の重要性を啓発する。 また、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、物資輸送手段の確保等大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要がある。
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・遠隔市町との災害協定締結		・ため池、貯水施設の防災対策 ・取水制限時の基準明確化 ・相互応援体制の強化 ・需要調整			水源の多重化、節水対策の推進など、関係機関との連携を図る必要がある。
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			・森林整備、治山対策の推進 ・農業、農村の多面的機能の確保 ・農業水利施設の保全 ・担い手の確保、育成 ・鳥獣被害対策の推進			基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）の長寿命化対策を進めるとともに、農村の多面的機能の確保に努める必要がある。 また、森林整備計画に基づく計画的な森林整備のほか、担い手の確保により、山林の荒廃防止を図る必要がある。
5	情報通信サービス、電気等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	・情報伝達手段の多重化 ・適切な情報収集の啓発 ・非常用発電機の整備 ・防災行政無線による市民への情報提供 ・通信施設の安全対策	・要配慮者への情報伝達強化	・被災情報の収集、共有 ・観光客等への情報伝達強化		・衛星携帯電話の配備 ・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施 ・防災行政無線等による市民への情報提供 ・消防団、広報車等による広報	情報伝達手段の多重化、非常用通信手段の確保、電源対策の強化、自治会等と連携した情報伝達体制の構築を図る必要がある。
		5-2	電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止	・災害協定の締結（電力・通信事業者） ・電力・通信事業者との連携強化 ・家庭や事業所等での備蓄 ・重要利用者へ供給継続	・一般家庭への太陽光発電設備、蓄電池等の普及推進 ・重要利用者へ供給継続	・電力施設・設備の強化 ・復旧支援体制の確立 ・代替機能の確保 ・重要利用者へ供給継続	・重要利用者へ供給継続	・重要利用者へ供給継続	ライフライン重要施設における施設・設備の強靱化を推進するとともに、家庭や事業所等での燃料備蓄等を推進する必要がある。
		5-3	都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	・災害協定の締結（燃料）		・都市ガス等供給施設の耐震化、老朽化対策 ・非常用発電機や燃料の備蓄 ・代替設備の確保 ・復旧支援体制の確立			都市ガスの管路等の耐震化及び老朽化対策を進めるとともに、災害時の燃料供給体制を構築する必要がある。
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	・災害協定の締結（飲料水） ・相互応援体制の強化 ・災害時や渇水時の節水等の適切な周知		・上下水道施設の耐震化、老朽化対策 ・上下水道事業における業務継続体制の強化 ・応急給水体制の整備 ・合併浄化槽の促進 ・復旧支援体制の確立			各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や上下水道施設の耐震化や老朽化対策、広域的な応援体制の構築を進める必要がある。
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響			・主要幹線道路の強靱化 ・復旧支援体制の確立 ・事前対策の強化			主要幹線道路の計画的更新や強靱化を進めるとともに、道路拡幅や代替路線の確保など計画的な整備を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		防災部・総務部	市民部	産業部	教育部	消防部	評 価
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	・復興事前準備 ・地域防災計画（災害復旧・復興計画）の改訂 ・支援制度の情報整理	・支援制度の情報整理 ・	・地籍調査の推進（土地境界等の明確化） ・支援制度の情報整理	・支援制度の情報整理	・支援制度の情報整理	被災後、迅速に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前復興準備を進めておく必要がある。
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態	・復興事前準備 ・国県との連携強化 ・広域応援体制の整備 ・災害ボランティアコーディネーターの養成	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 ・災害ボランティアコーディネーターの養成	・復興事前準備		・消防団の充実強化	災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定する必要がある。
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・災害協定市への処理要請 ・災害協定団体との連携 ・仮置き場の確保	・災害廃棄物処理等の協力体制の構築 ・災害廃棄物処理計画の策定 ・仮置き場の確保 ・処理施設、収集運搬事業者との協力体制強化	・建設関連事業者との協力体制強化			災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、関係機関の連携を強化する必要がある。
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・復興事前準備 ・地域防災計画（災害復旧・復興計画）の改訂 ・仮設住宅等用地の事前確保	・仮設住宅等用地の事前確保	・地籍調査の推進（土地境界等の明確化） ・復興事前準備 ・仮設住宅等用地の事前確保	・仮設住宅等用地の事前確保	・仮設住宅等用地の事前確保	復興時における住居移転、仮店舗・仮事業所等での事業継続が迅速に進められるよう復興の方針や方法について、事前に住民や事業所等と合意を図る必要がある。
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・自治会及び地域づくり活動への支援 ・地域コミュニティの活動維持 ・文化の継承支援、防災教育	・自然環境・生態系の保護・保全 ・グリーンインフラの推進	・文化財施設周辺の防災対策 ・グリーンインフラの推進	・文化財の保護・保全 ・文化の継承支援、防災教育		平時からコミュニティの活力を保つための仕掛けが必要である。 文化財においては、保管施設の強靱化及び保管施設周辺の防災対策を推進するとともに、デジタルアーカイブによる保存と活用を推進する必要がある。

7 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、次に掲げる推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

これらの推進方針は、気候変動の進行、デジタル化の加速、地域社会の変化といった新たな要素を踏まえ、より多角的かつ実践的な国土強靱化を目指すものである。

特に、地域住民、事業者、関係機関との連携を深化させ、平時からの備えと災害時の迅速な対応、そしてより良い復興に向けた事前準備を一体的に推進する。

ここでは、推進方針ごとに主な取組を取りまとめ、個別施策分野の進捗や実績を把握するため、必要に応じて重要業績指標を定めて目標値を設定した。

なお、分野別の具体的な事業計画は別紙として作成する。

【各施策の推進方針凡例】

施策	施策名		
推進方針	前項の脆弱性の評価結果をもとに 当該施策の推進方針を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示 ()内は、担当部課等		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	当該施策に関連する 重要業績指標	現状で把握可能な 数値及び該当年度	目標とする数値及び その達成目標年度
関連計画		主な取組に関連する各種個別計画	

【イメージ】

6 脆弱性の評価

国が実施した評価方法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。
リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析評価を行った。
この項目で言う各部署は、地域防災計画の災害対策本部における部署を言う。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	防災部・総務部	市民部	産業部	教育部	消防部	評 価
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の被害的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	・市庁舎の耐震化 ・災害情報の伝達方法の多様化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・防災施設の耐震化状況の把握 ・自主防災組織の設立、活性化支援	・商店の耐震化 ・空き家対策 ・社会福祉施設等の耐震化 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・住宅の耐震化 ・公共特定建築物の耐震化 ・社会福祉施設等の耐震化 ・都市道路等の整備 ・電気化の推進 ・緊急車両進入路、避難路等の整備	・学校の耐震化 ・学校における防災教育、避難訓練の実施	・消防庁舎の耐震化 ・緊急車両進入路等の確認	建築物の耐震化や安全化対策の推進。幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を促進するとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。 また、災害時における情報収集及び伝達体制の整備・強化を図る必要がある。
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法の多様化 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・自主防災組織の設立、活性化支援	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・建築物の不燃化推進 ・先進住宅密集地区防災事業の推進	・学校における防災教育、避難訓練の実施	・住宅用火災警報器の設置 ・耐震耐火建材の整備、訓練の実施 ・消防団の充実強化 ・立入検査の実施 ・事業所等消防訓練の実施	の強化、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・災害情報の伝達方法の多様化 ・津波ハザードマップの作成 ・避難誘導看板等の設置 ・防災行政無線の整備	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・海岸保全施設の整備促進 ・高潮対策	・学校における防災教育、避難訓練の実施		災害時における避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、津波ハザードマップ及び避難指示等の判断・伝達マニュアル（津波）を更新していく必要がある。

(事前に備えるべき目標)

1 人命の保護が最大限図られる

【リスクシナリオ1-1】 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

施策	建築物の耐震・安全化		
推進方針	災害に強いまちづくりを進めるため、住宅や大規模建築物等の耐震化、老朽化対策及び屋内の安全確保を計画的に推進する。また、住宅所有者、施設管理者及び関係機関と連携し、耐震診断・耐震改修の促進、家具の転倒防止等の普及啓発、避難時の安全確保に関する取組を継続的に進める。		
主な取組	①住宅の耐震化等（都市建設課・危機管理課） ・住宅の倒壊による人的被害及び、火災による二次災害を防ぐため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。 ・家具の固定やガラス飛散防止等、屋内における安全確保対策の普及・啓発を推進する。 ②公共特定建築物の耐震化等（都市建設課） ・公共特定建築物について、利用者の安全確保はもとより、災害時の応急対応や避難所等としての拠点機能を確保するため、耐震改修促進計画の推進や国の交付金等の活用により、計画的に耐震化を進める。あわせて、非構造部材を含む落下・転倒防止対策や、設備の安全点検を継続的に実施する。 ③学校の耐震化等（学校教育課） ・小中学校の耐震化及び特定天井や照明器具等の非構造部材の落下対策は完了しているが、児童生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能維持を図るため、引き続き学校の施設、設備の安全性の確保に努める。 ④病院の耐震化等（健康増進課） ・病院の耐震化状況について確認し、不足がある場合は、施設管理者と協議し、耐震化及び安全確保を促進する。 ・医療機能の継続が求められる施設であることを踏まえ、災害時にも医療提供体制が維持できるよう、施設管理者との連携を図る。 ⑤社会福祉施設の耐震化等（福祉事務所・こども家庭課） ・未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化及び安全性確保を促進する。 ⑥不特定多数利用施設（関係各課） ・指定管理者を含む各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策、安全確保対策及び避難経路について適切な指導を行う。 ・定期的な訓練、点検及び情報共有を行い、日頃から関係機関との連携に努める。 ⑦公営住宅の耐震化等（都市建設課） ・公営住宅の耐震化は完了しているが、長寿化計画に基づき、計画的に施設の老朽化対策及び維持保全を推進する。 ⑧空き家対策（都市建設課） ・空き家実態調査を定期的の実施し、適切な管理が行われていない空き家の所有者に対して指導を行うほか、危険空き家除却支援補助金の活用により、倒壊等のおそれのある空き家を解体撤去し、周辺住民の安全確保を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・住宅の耐震化率 ・公共特定建築物の耐震化率	71.9%〔H30〕 53%〔H21〕	84%〔R11〕 90%〔R11〕

関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7 改訂） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3 策定） 糸魚川市空家等対策計画（R4.3 改訂）
-------------	--

**【リスクシナリオ１－１】 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複
合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生**

施策	都市基盤の整備
推進方針	大規模地震等の発災時に多くの市民等が安全かつ円滑に避難できるよう、幹線道路、緊急輸送道路、避難路等の整備及び機能強化を図るとともに、公園、広場、緑地等の一時避難空間の確保を進める。 また、道路、橋りょう、トンネル等の基幹的な都市基盤について、耐震化及び老朽化対策を計画的に推進し、災害時の通行機能及び地域の防災力の維持向上を図る。
主な取組	<u>①計画的な土地利用（都市建設課・農林水産課）</u> ・市内で行う開発事業に対して、法令や開発技術基準に基づき、安全な道路配置や幅員、道路構造や形状に係る指導・協議を行い、防災上安全な道路の確保、公園整備を推進する。 ・市街地を中心に、地区公共施設等整備事業を推進し、防災上重要な公園、緑地、広場の整備を推進する。 ・災害時の避難や救援活動を支える土地利用となるよう、関係部局と連携し、災害リスクを踏まえた適切な誘導に努める。 <u>②緊急車両の進入路、避難路の整備（都市建設課・農林水産課）</u> ・居住地において、緊急車両の進入路、避難路を確保するための道路新設・改良を着実に推進する。 ・道路に面したブロック塀等の安全点検や安全対策を推進し、倒壊による被害防止を図る。 ・災害拠点病院である糸魚川総合病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保について、災害時に予想される渋滞や道路寸断の可能性も考慮し、関係機関とも連携しながら整備を促進する。 ・緊急輸送道路や避難路の機能確保に向け、代替ルートの確保や交通規制時の対応についても検討を進める。 <u>③道路・橋りょう・トンネル等の地震対策（都市建設課・農林水産課）</u> ・落石等危険箇所調査等に基づき、落石防護工や保護工等による法面の風化防止等、災害予防対策を推進する。 ・道路橋について、耐震化・老朽化対策を推進し、安全確保に努めるとともに、定期的な点検により予防保全の維持管理を推進する。 ・倒木や電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、街路樹の剪定及び樹木診断等の維持管理を継続的に実施するとともに、幹線道路の無電柱化を推進し、予防保全に努める。 ・トンネル、大型標識、道路照明等の道路施設について定期的な点検により、予防保全の管理を推進する。 ・緊急輸送路及び地域の骨格となる道路については、災害時の復旧性も考慮し、優先的な耐災害性の向上を図る。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改訂） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定） いといがわ交通ネットワークビジョン（H25.3改訂）

【リスクシナリオ１－２】 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による死傷者の発生

施策	大規模火災の防止		
推進方針	木造住宅密集地区防災事業の取組を推進し、住民等の防火意識の醸成、出火防止対策及び初期消火体制の強化を図る。また、消防水利や消防資機材の整備、消防団をはじめとする地域防災力の向上を通じて、地震等に伴う大規模火災の発生及び延焼拡大の防止に努める。		
主な取組	①木造住宅密集地区防災事業（都市建設課・消防本部） ・市内の木造住宅密集地区で、住民参加によるワークショップ等を行うことにより、防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図る。 ・地域が主体となった火災発生時の初期対応及び協力体制を強化するため、木造住宅密集地区の自治会に対して、連動型住宅用火災警報器（屋外警報含む）の設置補助を行う。 ・木造建築物が密集し、大規模火災につながるおそれのある地域について、対象区域の確認・指定及び警防計画の作成を進め、重点的な防災対策を推進する。 ・都市防災不燃化促進事業により、木造住宅密集地区の住宅の不燃化を促進し、延焼防止を図る。 ②初期消火体制等の確保（消防本部） ・火災をいち早く感知し、早期避難や初期消火につなげることを目的として、高齢者や避難行動要支援者等に対し、連動型住宅用火災警報器の設置費用を補助する。 ・一般家庭防火診断等の機会を通じて住宅用火災警報器の必要性を広報するとともに、耐用年数や電池切れ等の注意喚起を行う。 ・市民に対して感震ブレーカーの設置を促し、地震に伴う通電火災の発生と延焼拡大の防止を図る。 ・事業者に対して、消防設備点検や消防査察等を通じ、火災予防の徹底を図る。 ・地区住民による初期消火体制を強化するため、消火栓を使用した 40 mmホースを含む初期消火資機材を整備、更新するとともに、初期消火訓練を定期的実施する。 ・消防団員の確保及び装備の充実を図り、各地区の火災等に迅速に対応できる体制を維持する。 ・消防団市役所分団をはじめとする機能別消防団の取組を推進し、火災発生時の初動体制の強化を図る。 ・水利の点検結果を踏まえ、老朽化により使用不能または破損事故等が発生しないよう、消火栓を道路改良や水道管敷設替え時に合わせて更新するとともに、緊急修繕が必要なものはその都度改修を行う。 ・消火栓・耐震性防火水槽等は、消防水利適正化計画に基づき、人口減少や住宅数の推移、地域の市街地形成の状況を踏まえ、必要な規模・配置を見定めながら計画的に整備する。 ・耐震性防火水槽は、防災水利として活用できるよう避難所周辺へ計画的に設置する。 ・多種多様化する災害等に対応するため、消防資機材、緊急車両を計画的に更新整備し、災害対応力の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・住宅用火災警報器設置率 ・防火水槽耐震化率	86.7%〔R7〕 24.7%〔R7〕	100.0%〔R15〕 26.3%〔R15〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 消防水利適正化計画（R8.4改訂）		

【リスクシナリオ１－３】 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオ１－４】 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策	河川改修等による治水対策	
推進方針	浸水対策として、河川改修、河川関連施設の耐震化及び老朽化対策、排水路や雨水幹線の整備、さらには海岸沿いの高潮・津波対策を、関係機関と連携しながら総合的に推進する。また、流域における保水・遊水機能の維持向上や、施設の適切な維持管理・更新を進めることにより、突発的な豪雨や広域的な水害による浸水被害の軽減を図る。	
主な取組	①河川改修（都市建設課） ・集中豪雨等による浸水被害を防止するため、河川管理者による河道掘削や堤防強化、護岸整備等の治水対策事業の促進を図る。 ・河川関連施設について、国、県と連携して、耐震化、老朽化対策等の必要な補修・修繕等を促進する。 ・河川の流下能力の確保及び氾濫リスクの低減に向け、適切な維持管理の促進を図る。 ②排水路等整備（都市建設課・農林水産課） ・都市化の進展による遊水機能の減少やこれまでの浸水被害等を踏まえ、主要な排水路の整備を計画的に実施する。 ・主要排水施設の整備による内水氾濫対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調整機能の維持向上を図る。 ・流域内の雨水流出抑制や排水機能の強化について関係機関と連携し、総合的な浸水対策を進める。 ③雨水幹線施設による雨水排除対策（都市建設課、ガス水道局） ・市街地において、公共下水道事業計画に定められた計画雨水量に対する浸水被害の軽減を図るため、必要な雨水幹線の整備を計画的に進める。 ・雨水排除能力の確保に向け、施設の維持管理及び更新を適切に行い、既存施設の機能保全に努める。 ④高潮対策（都市建設課・農林水産課・危機管理課） ・日本海特有の冬季風浪などの厳しい気象、海象条件や沿岸漂砂の遮断、河川からの土砂供給の減少などにより、砂浜が年々減少し、海岸浸食も著しいため、国、県と連携して、海岸沿いの地域での高潮対策を促進する。 ・津波による浸水被害を軽減するため、避難行動の確保、海岸保全施設の機能維持、避難路の確保等についても関係機関と連携して推進する。 ・海岸侵食や越波の状況を踏まえ、必要な監視・点検及び対策の検討を進める。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改訂）	

【リスクシナリオ１－５】 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	土砂災害への対応強化	
推進方針	関係行政機関と連携し、砂防、急傾斜地対策、地すべり対策及び治山事業などの土砂災害対策を総合的に推進するとともに、ハザードマップの作成・周知や避難情報の提供を通じて、地域住民の避難行動の確保に努める。また、森林整備や危険箇所の把握、ため池の安全対策等を進め、土砂災害の未然防止及び被害軽減を図る。	
主な取組	<u>①住宅の移転促進（都市建設課）</u> ・人命・財産等を土砂災害から保護するため、各種制度の活用により、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。 ・住民に対し、区域指定の内容や移転支援制度について適切な情報提供を行う。 <u>②治山・砂防事業の実施（都市建設課・農林水産課）</u> ・森林が持つ水源涵養機能及び土砂流出防止機能を維持・向上させるため、林業事業体による間伐、植林等の森林整備を支援する。 ・砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に対して働きかけ、災害の未然防止を図る。 ・がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に働きかける。 ・老朽化が進んでいる砂防関連施設について、修繕や更新等を国・県に働きかけ、機能の維持確保を図る。 ・災害の危険度が高い箇所については、優先度を踏まえた計画的な対策の促進に努める。 <u>③地すべり巡視員（都市建設課・農林水産課）</u> ・地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり巡視員による地すべり防止区域の巡視を行う。 ・異常の早期把握及び関係機関への迅速な情報共有に努め、被害の拡大防止を図る。 <u>④農業用ため池の整備（農林水産課）</u> ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら、補修、補強等を推進するとともに、不要となったため池の廃止・撤去を行う。 ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップを活用し、地域住民に避難情報等を周知する。 ・ハザードマップ未公表のため池については、県と連携しながら計画的に作成を進める。 ・点検結果を踏まえた管理方針の見直しや周知の強化を図る。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改訂）	

【リスクシナリオ１－６】 火山噴火・火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

施策	火山噴火への対応強化
推進方針	新潟焼山の火山防災対策を推進するため、国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等により設置された新潟焼山火山防災協議会に参画し、火山活動の監視・情報共有、避難対策、住民等への周知啓発など、平時からの備えを総合的に進める。
主な取組	①防災知識の普及（危機管理課） ・新潟焼山火山防災協議会等における検討を通じて、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布するとともに、研修会等を実施し、防災知識の普及啓発を図る。 ・パンフレットやジオパーク関連施設、観光関連事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対しても防災意識の普及啓発に努める。 ・火山災害の特性や避難行動について、地域住民及び来訪者の理解促進を図る。 ②入山規制等の体制整備【噴火警戒レベル１～３対応】（危機管理課） ・登山者等に対する注意喚起看板を設置するとともに、噴火警戒レベルに対応した立入規制箇所を検討し、立入規制に必要なとなるバリケード、周知看板等を事前に準備する。 ・関係機関と連携し、警戒レベルに応じた規制情報を円滑に伝達できる体制を整備する。 ・平時から現地の状況把握に努め、規制開始時に迅速な対応が可能となるよう準備を進める。 ③避難体制の整備【噴火警戒レベル４～５対応】（危機管理課） ・新潟焼山火山防災協議会において避難計画の策定・見直しを行い、住民等に広く周知する。 ・住民等への火山防災情報伝達方法及び要配慮者の迅速な集合と集団避難のための体制及び施設を整備する。 ・危険区域外に避難住民等全員の受入が可能な施設の確保に努める。 ・避難経路、輸送手段及び避難所運営の具体的な手順について、関係機関と連携しながら整備を進める。 ④異常の覚知（危機管理課） ・新潟焼山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台に連絡するよう、あらかじめ連絡体制を構築する。 ・火山活動に関する情報を関係機関と共有し、初動対応の迅速化を図る。 ・異常現象の通報に関する手順を平時から確認し、関係者間で徹底する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（Ｒ7. 7 改訂） 新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の避難計画 R4. 4 改訂）

【リスクシナリオ１－７】 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

施策	除雪体制等の強化
推進方針	効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備による冬期の円滑な交通確保を図るとともに、除雪作業における事故の防止に努める。また、除雪体制の維持・強化、雪崩対策、建築物の雪害予防、要配慮者への支援及び関係機関との連携を通じて、冬期の安全確保を総合的に推進する。
主な取組	①降雪期の交通確保（都市建設課・地域協働課） ・「道路除雪計画書」を毎年度定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。 ・機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプの整備の促進に努める。 ・除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の確保を図る。 ・降雪期において積雪、路面凍結、視界不良等により交通障害が発生するおそれがある場合は、パトロールや情報収集を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県、関係機関と連携して、除雪、う回路の確保、交通誘導等を行う。 ・各施設の管理者は、交通の混乱防止、雪害による被害の防止・軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。 ・大雪時においても、事業者と連携して、公共交通の安全な運行確保を図り、情報提供に努める。 ②雪崩災害の防止（都市建設課・消防本部） ・雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等により危険箇所の周知を図る。 ・雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備、点検に進めるとともに、必要に応じて国、県等へ整備を要請する。 ・降雪時又は気温上昇時は雪崩危険箇所の目視やドローンを活用した巡視を行い、必要に応じて情報提供するなど、積雪時の危険箇所の警戒体制を強化する。 ③建築物の雪害予防（福祉事務所・都市建設課） ・住宅等の雪おろし安全対策（アンカー等）の普及促進及び、克雪住宅の推奨をする。 ・屋根雪等による事故の防止について、継続的に啓発に努める。 ・除雪困難世帯に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行うとともに、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な除雪がなされるよう配慮する。 ・要配慮者世帯の住宅や避難路等の必要最低限の除排雪及び雪踏みに要する費用の一部を助成することにより、雪害事故の防止を図る。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 道路除雪計画（毎年度見直し）

【リスクシナリオ1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7】

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 ほか

施策	学校・社会福祉施設等の防災対策		
推進方針	災害時に特に配慮を要する学校、社会福祉施設、病院等の管理者・事業者に対し、災害発生時においても必要な安全を確保できるよう、施設の安全対策、避難体制、情報伝達体制及び訓練等の整備を図る。		
主な取組	①学校の防災対策（こども家庭課・学校教育課） ・児童・生徒等が在校時に災害が発生した場合を想定し、学校の施設及び設備の安全性を確保する。 ・防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備を行い、必要に応じて更新する。 ・児童・生徒等の安全を確保するため、学校危機管理マニュアルの見直し及び実効性の向上を図る。 ・通学路の安全性や災害時の危険箇所について点検を行うとともに、保護者や関係機関と連携し、児童・生徒等の保護及び引渡しに係る体制を整備する。 ・家庭との連絡体制を構築し、災害発生時の連絡先、引渡し方法等をあらかじめ確認しておくとともに、携帯電話のメール機能等を活用した連絡体制の整備に努める。 ②防災教育の推進（学校教育課） ・学校を拠点とした防災活動の展開及び将来の地域防災の担い手育成のため、ジオパーク学習を取り入れた防災学習を推進する。 ・教職員を対象とする防災・減災に関する研修への参加を促進し、指導力及び対応力の向上を図る。 ・災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、防災訓練を実施し、訓練結果を踏まえて内容の見直しを行う。 ・児童・生徒等が自ら判断し行動できるよう、発達段階に応じた防災教育を推進する。 ③病院・社会福祉施設等の防災対策（消防本部・福祉事務所・健康増進課・こども家庭課・学校教育課・危機管理課） ・社会福祉施設等のうち、幼稚園・保育園及び特別支援学校における安全確保対策は、本施策の主な取組「①学校の防災対策」に準じて対応する。 ・病院・社会福祉施設等における避難確保計画の作成及び見直しを支援するとともに、計画に基づく訓練の実施を促進する。 ・非常用電源、備蓄品、通信手段等の確保についても、施設ごとの実情に応じた対策を促す。 ・災害時における避難先、搬送手段及び情報共有の方法について、関係機関と平時から確認を進める。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・通学路の安全点検 ・保護者への引渡し訓練の実施 ・学校での防災訓練の実施	小学校で年1回〔R7〕 大半の小学校で実施〔R7〕 全小中学校で年2回〔R7〕	継続〔R11〕 継続〔R11〕 継続〔R11〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定）		

【リスクシナリオ１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６】

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 ほか

施策	地域の防災力向上		
推進方針	市民一人一人が自らの周辺に潜む災害リスクを把握し、災害発生時には自らの身を守ることができるよう、自助の取組を促進するとともに、地域で助け合う共助の体制を整備する。		
主な取組	①ハザードマップによる啓発（危機管理課・都市建設課） ・災害発生時に住民等が迅速かつ的確に避難できるよう、ハザードマップ等により災害の被害想定や避難に必要な情報を周知する。 ・住んでいる場所や避難経路等に関する災害リスクを啓発し、市民の防災意識の向上を図る。 ・被害想定の変更等があった場合は、ハザードマップ等を速やかに作成・更新し、市民に公開する。 ・土地取引、開発指導等の際、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等について適切に周知する。 ・地区ごとの防災情報の見える化や、避難行動につながる分かりやすい周知を進める。 ②要配慮者への支援（福祉事務所） ・高齢者をはじめ、自ら避難することが困難な要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者の安全を確保する。 ・避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿及び個別計画の見直し・更新を行う。 ・地域、福祉関係者、民生委員等と連携し、平時からの見守りや災害時の支援につなげる。 ・在宅の要配慮者についても、必要に応じて支援方法や避難先をあらかじめ整理しておく。 ③消防団・自主防災組織の充実強化（消防本部・危機管理課） ・地域における消防・防災のリーダーとして消防団及び自主防災組織の充実強化を図る。 ・自主防災組織が結成されていない地域においては組織化を進め、既存の自主防災組織については活動の活性化及び担い手の確保を図る。 ・地域の実情に応じて、共助による初動対応や避難支援が円滑に行われる体制の整備を進める。 ④防災訓練の実施（危機管理課） ・災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、協定先事業所等が幅広く参加する防災訓練を実施する。 ・県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。 ・訓練の結果を踏まえ、避難、情報伝達、救助、受援等の体制の見直しを行う。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・消防団員数 ・自主防災組織組織率 ・市総合防災訓練参加者数	807 人〔R7〕 89.0%〔R7〕 18,122〔R7〕	1,060 人〔R15〕 96.0%〔R11〕 10,000 人〔R11〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 避難行動要支援者避難支援プラン（H28改訂）		

【リスクシナリオ１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６】

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 ほか

施策	情報収集及び情報伝達体制の整備・強化		
推進方針	災害発生時の通信手段を確保するため、情報収集・伝達システムの多重化・多様化を図るとともに、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を実施する。		
主な取組	①情報収集・伝達システムの多重化・多様化（企画課・危機管理課・消防本部） ・市民、企業、社会福祉施設等が災害発生時の危機意識を持ち、自ら情報収集のうえ的確に判断できるよう、「安心メール@糸魚川」及び「公式LINE」の普及を推進し、防災意識の醸成を図る。 ・高齢者世帯等に「レベル3高齢者等避難」に関する情報が的確に伝わるよう、戸別受信機の設置を促進する。 ・災害時における被害軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報の伝達及び避難所等からの情報収集等を行うため、情報通信環境の整備に努める。 ・消防や救急活動における情報の伝達収集機能を確保するため、通信基盤や指令システムの安定稼働を図り、消防救急無線の適正な維持管理を行う。 ・災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、衛星携帯電話等の代替通信手段を配備する。 ・消防団・広報車等によるきめ細やかな情報提供、広報を行う。 ・情報収集・伝達・指示系統の伝達方法の多重化を図り、確実な情報収集・伝達に努める。 ・「Net119」や「多言語翻訳アプリ」の活用により、外国人や障害者からの緊急通報にも円滑に対応する。 ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難情報等の発令基準の明確化を図るとともに、出前講座等を通じて周知徹底を図る。 ②通信システムの安全対策（企画課・消防本部・危機管理課） ・通信設備が揺れにより転倒・移動しないよう、堅牢に固定するなど耐震対策を実施する。 ・通信機器及び関連設備の点検・更新を計画的に行い、機能維持を図る。 ③停電対策（総務課・危機管理課） ・停電時にも通信設備に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。 ・避難所への非常用発電設備及び燃料の配備を進める。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・安心メール@糸魚川登録者数 ・公式LINE登録者数 ・戸別受信機設置率	13,833人〔R7〕 10,018人〔R7〕 49.7%〔R7〕	15,000人〔R11〕 15,000人〔R11〕 50.0%〔R11〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）		

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

【リスクシナリオ 2-1】 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策	救助・救急能力の確保	
推進方針	消防庁舎等の安全性及び機能を継続して確保するとともに、消防団員等の確保・育成、自主防災組織の活性化を図り、災害時における救助・救急活動の初動体制を確保する。	
主な取組	<u>①消防庁舎の安全性の確保（消防本部）</u> - 消防本部庁舎は耐震化済であり、非常用発電設備も設置されているが、災害時も安定して業務が継続できるよう必要な整備・維持管理を行う。 - 消防本部庁舎は、姫川氾濫の想定区域内にあるため、浸水時の業務継続や代替機能の確保について検討する。 - 通信設備、非常用電源、備蓄品等の点検を行い、災害時の機能維持を図る。 <u>②市民の防災意識の向上（危機管理課）</u> - 自主防災組織等が実施する訓練において、防災講話や防災体験を行い、防災意識の向上を図る。 - 市民の防災意識の向上を図るとともに、住宅等の耐震性を向上させ、被災者が一人でも少なくなる取組を進める。 <u>③消防団員等の確保及び充実（総務課・消防本部・危機管理課）</u> - 消防活動の更なる充実強化に向け、消防職員の採用強化及び消防団員の入団促進に努めるとともに、活動環境の整備を進め、地域に密着した活動を推進する。 - 消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図り、初動体制の確保に努める。 - 迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信手段を確保するとともに、連絡体制を整備する。 - 災害時の広域応援も見据え、関係機関との連携強化に努める。 - 研修会等の開催により、防災リーダーを養成する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定）	

【リスクシナリオ２－２】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策	医療救護体制の確保	
推進方針	市民の防災意識の向上により負傷者の発生を防ぐとともに、医療機関や医療関係団体との緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を構築する。	
主な取組	①防災意識の向上（危機管理課・消防本部・学校教育課） ・建物の耐震化、家具等屋内収容物の転倒防止、身を守る行動の習慣化、早めの避難等により、市民一人一人が負傷しない取組を進める。 ・災害時のけが予防や応急手当の重要性についても、平時から周知を図る。 ・地域や学校等での啓発を通じ、負傷者の発生を抑制する。 ②医療救護活動体制の整備（健康増進課・危機管理課・消防本部） ・市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行うよう働きかける。 ・診療所は病床の有無や規模等を踏まえ、必要に応じて病院防災マニュアルに準じて対応マニュアルを作成するとともに訓練を行う。 ・災害拠点病院について、発災時に機能を確実に発揮させるため、食料や医薬品等の備蓄管理及び防災・非常時緊急連絡体制の更新、設備・ライフラインの確認を行うとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び見直しを支援する。 ・医療機関相互の連携及び受入調整について、関係機関と平時から確認を進める。 ③医療従事者・医薬品等の確保（健康増進課・危機管理課・消防本部） ・平時から医師・看護師不足の解消に向けた医療従事者の確保に努める。 ・発災時に医療救護所や避難所等へ供給する医薬品や医療資機材の備蓄供給体制を確保するため、備蓄方法の定期的な見直しや関係団体との災害時応援協定の締結を進める。 ・発災時に医療救護班を編成する医療従事者を確保するため、医療関係団体等と協議しながら体制を整備する。 ・輸送手段や搬送体制についても、関係機関と連携して確保を図る。 ④災害拠点病院へのアクセス機能確保（都市建設課・消防本部） ・液状化等の道路被災時においても災害拠点病院にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開を速やかに行うために、建設業協会及び関係団体との連携を強化する。 ・緊急輸送路や代替ルートについて、平時から確認し、災害時に迅速な通行確保ができるよう備えるとともに、医療機関への搬送ルート確保に向け、関係機関との情報共有を徹底する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（Ｒ7.7改訂）	

【リスクシナリオ２－３】 避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす死者の発生

施策	避難所におけるより良い生活環境の整備
推進方針	災害時においても衛生状態を含めて良好な生活環境を維持し、できる限りストレスを軽減した良好な共同生活を送れる環境を整備するとともに、避難所外で生活する被災者も含めた健康管理及び支援体制の充実を図る。
主な取組	①避難所等の環境改善（危機管理課・関係各課） ・指定避難所等に非常用発電設備を設置するとともに、発電機用燃料も備蓄を進める。 ・指定避難所等のトイレを洋式化するとともに、障害者や高齢者にも対応したトイレへの改修を推進する。 ・指定避難所等の段差解消やスロープ等の設置により、障害者や高齢者にも対応した施設改修を推進する。 ・指定避難所等へのエアコンの設置や空調環境の確保を進め、夏季・冬季を問わず生活環境の改善を図る。 ・指定避難所等の非構造部材を含めた耐震対策や老朽化対策を推進し、施設の安全性を確保する。 ・間仕切り、プライバシー確保、感染症対策に必要な資機材の整備を進める。 ②福祉避難所の整備（福祉事務所） ・公的施設のほか、民間施設の利用も含め、協定締結等により福祉避難所を確保する。 ・福祉避難所の適切な開設・運営に向けて、福祉事業所や地域との体制整備及び訓練を行う。 ・要配慮者の受入れに必要な人員、資機材、運営方法について、平時から確認する。 ③健康管理体制の整備（健康増進課・福祉事務所） ・災害時における車中泊の危険性を周知し、エコノミークラス症候群の発生を抑制するとともに、感染症やストレス性疾患予防に向けた啓発を強化する。 ・車中泊等の避難所以外への避難者についても、把握や支援が円滑に行えるよう、避難者名簿の共有・活用を行う。 ・発災時における被災者の健康状態の把握を円滑に実施するため、保健師等の確保体制を整備する。 ④ホテルや旅館等への避難者の受入体制の整備（危機管理課） ・長期化する避難生活を考慮し、民宿協会・旅館組合等と災害協定に基づき、避難者の受入体制の確認及び受入訓練を行う。 ・避難所の混雑緩和や要配慮者の分散避難にも資するよう、活用可能な宿泊施設の把握を進める。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定）

【リスクシナリオ２－４】 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

施策	物資等の補給体制の確保		
推進方針	市民及び事業者の責務として３日分以上の水、食料等の備蓄に努めるとともに、市としても数日間の補給がない状態でも対応できる体制を確保しつつ、企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備し、継続的な物資の補給体制を確保する。		
主な取組	①市で行う備蓄（危機管理課） ・不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において食料及び物資等を備蓄する。 ・災害時の必需品のうち、市民が日常生活では使用しないため備蓄しにくい品目は、市での備蓄に努める。 ・積雪期等の輸送が困難な状況を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に分散配備を行う。 ・避難所へ非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 ・必要に応じて、備蓄品の更新、入替え、保管場所の見直しを行う。 ②物資等の緊急供給体制の確立（危機管理課） ・企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。 ・輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。 ・地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。 ・国・県が行うプッシュ型支援に対応できるよう、受援態勢を整備する。 ・物資の受入れ、仕分け、配送先の調整が円滑に行えるよう、平時から手順を確認する。 ・災害時に必要となる燃料、飲料水、簡易トイレ等の調達・供給ルートについても把握しておく。 ③災害備蓄に関する市民への普及啓発（危機管理課） ・各家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資等の供給計画について普及啓発する。 ・防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び配付・使用の訓練を行う。 ・自主防災組織が行う防災資機材及び食料等の備蓄を支援し、継続的な防災活動を推進する。 ・ローリングストック等、各家庭や事業所で継続しやすい備蓄方法の周知を進める。		
重要業績指標	指標 ・必要備蓄量の充足率	現状〔年度〕 食料 145.6%〔R7〕 飲料水 130.5%〔R7〕 毛布 152.7%〔R7〕	目標〔年度〕 食料 100%以上〔R11〕 飲料水 100%以上〔R11〕 毛布 100%以上〔R11〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）		

【リスクシナリオ２－５】 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

施策	集落孤立対策		
推進方針	孤立するおそれのある地区の現状把握を行うとともに、道路・通信・電力・物資の確保等の予防対策を推進し、孤立が発生した場合にも地域の安全と生活機能を維持できる体制を整備する。		
主な取組	①孤立予想集落の把握（危機管理課・都市建設課・農林水産課） ・孤立が予想される集落の把握に努め、道路拡幅や代替路線の確保などの事前の孤立回避策を実施する。 ・孤立集落が発生する要因となり得る土砂災害、雪崩等の発生危険箇所及び避難方法等について、あらかじめ地域住民に周知する。 ・孤立時に備え、食料、生活必需品、燃料及び医薬品等を常備するよう、孤立予想地区住民に対し、指導・啓発を行う。 ・必要に応じて、地区ごとの孤立リスクや優先対応箇所を整理し、関係部署で共有する。 ②衛星携帯電話等の通信手段の確保（危機管理課・企画課） ・衛星携帯電話の整備、安心メールや公式LINEの活用等による通信の多重化に努める。 ・防災行政無線の適切な維持管理に努めるとともに、同報系防災行政無線の双方向性通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置により、孤立集落と消防本部との通話を確保する。 ・通信障害時を想定し、代替通信手段の運用方法や連絡優先順位をあらかじめ確認する。 ③集落防災拠点施設の確保（危機管理課・地域協働課） ・公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。 ・集落防災拠点施設に優先的に非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 ・地域の実情に応じ、自主防災組織の結成を支援するとともに、既存組織の活動を活性化させる。 ・集落内の避難所等への資機材及び備蓄物資の事前配置に努める。 ④集落内ヘリポート適地の確保（消防本部） ・集落内のヘリポート適地を平常時から検討・確保しておく。 ・孤立長期化時の救急搬送、物資輸送、要配慮者搬送に活用できるよう、関係機関と候補地を共有する。 ・ドローンによる物資輸送を検討する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・衛星携帯電話等非常通信手段の整備と維持管理 ・集落防災拠点ヘリポートの確保	衛星携帯 6 台〔R7〕 ヘリポート 36 か所〔R7〕	衛星携帯 6 台〔R15〕 ヘリポート 36 か所〔R15〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）		

【リスクシナリオ２－６】 大規模な自然災害と感染症との同時発生

施策	避難所や被災地域における感染症のまん延防止対策	
推進方針	平時から感染症予防対策の啓発及び予防接種の促進を図るとともに、災害時の避難所や被災地域における衛生資機材、防疫薬品及び生活衛生対策に必要な物資の整備・備蓄を推進する。	
主な取組	①感染症予防対策（健康増進課・危機管理課） ・避難所における疾病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、平時から感染症予防対策の啓発や予防接種の促進を図る。 ・手洗い、咳エチケット、換気、体調不良時の対応など、基本的な感染対策について周知を行う。 ・避難所における手指消毒剤、体温計、マスク等の衛生資機材及び防疫薬品等の整備・備蓄を推進する。 ・感染症発生時に備え、発熱者等の動線分離や区画分けができるよう、避難所運営の手順を整理する。 ・必要に応じて、保健所等の関係機関と連携した健康観察・疫学的対応を行う体制を整える。 ②上下水道機能の維持（ガス水道局・危機管理課） ・上下水道の耐震化を図るとともに、上下水道事業の業務継続計画の見直しを継続的に行い、上下水道の機能停止時にも速やかに復旧できる体制を整える。 ・下水道使用不能時に備え、災害用携帯トイレの備蓄を行うとともに、マンホールトイレの住民への周知方法を含め、実践的な対応体制を整える。 ・感染症の発生に備え、消毒薬、殺虫剤、マスク、使い捨て手袋等の物品を民間事業者との協定を利用して確保できる体制を整える。 ・上水道使用不能時においても、市全域の被災状況等を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。 ③避難所の衛生環境整備（関係各課） ・避難所における換気、清掃、手洗い環境、トイレの衛生管理を徹底し、感染症の拡大防止を図る。 ・間仕切り、パーテーション、使い捨て用品等、衛生確保に必要な資機材の整備を進める。 ・避難所運営に当たっては、感染症対策と他の要配慮者支援の両立に配慮する。 ・避難所の混雑状況を踏まえ、分散避難や一時滞在施設の活用も検討する。 ④健康観察・情報共有体制の整備（健康増進課・危機管理課） ・避難者の健康状態を把握するため、保健師等による巡回や健康相談の体制を整備する。 ・感染症の疑いがある者や体調不良者について、速やかに把握・対応できる連絡体制を整える。 ・関係機関との情報共有を図り、感染症発生状況や注意情報を的確に周知する。 ・避難所外避難者についても、必要に応じて健康確認や情報提供を行う。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）	

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能を確保する

【リスクシナリオ3-1】 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策	業務継続体制の強化
推進方針	災害時における業務継続体制を強化するため、業務継続計画の継続的な見直しを行うとともに、庁舎等の耐震性向上、非常用電源や通信手段等のバックアップ体制の強化を推進する。
主な取組	①業務継続計画の見直し（総務課・関係各課） ・「糸魚川市災害時業務継続計画」（平成24年3月策定）に基づき、業務継続のための資源確保及び平時から非常時優先業務実施の体制を構築する。 ・災害の態様や組織体制の変化を踏まえ、業務継続計画の内容を適宜見直し、実効性のある計画とする。 ・非常時優先業務の整理、職員参集、代替手順、重要データ保全等について、定期的に確認を行う。 ②バックアップ体制の強化（総務課・企画課・関係各課） ・庁舎や避難所となる学校施設等のほか、その他の公共施設についても、耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行う。 ・庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進する。 ・停電時に備えた非常用電源を確保するとともに、通信や各種システムの強靱化対策を進める。 ・通信やシステムの早期復旧ができるよう、保守事業者等との連絡・復旧体制を構築する。 ・重要システムやデータについては、バックアップの多重化及び遠隔保管を含め、喪失防止対策を講じる。 ・必要に応じて、代替庁舎や代替執務場所の確保を検討する。 ③受援体制及び広域応援の整備（総務課・危機管理課） ・行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入体制を構築する。 ・災害時に受け入れる応援職員の役割分担、活動拠点、情報共有方法を平時から整理する。 ・他自治体、関係団体、民間事業者等との連携を含め、応援の受入れを円滑に行う体制を整える。 ④職員の安全確保とケア体制の整備（総務課・関係各課） ・応急活動の長期化による職員の身体的、精神的疲労に対するケア体制を検討する。 ・災害対応が長期化する場合に備え、勤務ローテーションや健康管理の仕組みを整備する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3策定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定）

(事前に備えるべき目標)

4 経済活動の早期復旧を図る

【リスクシナリオ4-1】 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

施策	物流の災害対処能力の向上		
推進方針	物流上重要な道路施設等の整備を推進するとともに、港湾・鉄道等施設の強化について関係機関への要望を推進する。また、道路・港湾・鉄道等のネットワークの冗長性を高めるとともに、市内事業所等の業務継続計画（BCP）策定を促進する。		
主な取組	①災害時にも信頼性の高い物流ネットワークの構築（都市建設課・産業労働課） ・物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることのないよう、緊急時にも生産拠点相互や北陸自動車道、姫川港等の物流拠点をつなぐ、多重で信頼性の高い道路ネットワークを構築する。 ・本市の経済活動の大動脈である国道8号及び国道148号について、災害時に寸断されることがないよう、関係機関と連携し、国道8号子不知・親不知地区、糸魚川東バイパス及び地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期整備を促進する。 ・緊急輸送道路について、橋りょうの耐震補強、道路法面の落石防止対策、トンネルや盛土部の安全性確保等を推進する。 ・豪雨、土砂災害、雪害等による通行障害を想定し、迂回路の確保や道路啓開の迅速化に向けた関係機関との連携を強化する。 ・平時より関係機関と連携し、姫川港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を促進する。 ②事業者における事業継続計画の策定（産業労働課） ・市内事業所等の事業継続計画（BCP）策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。 ・特に、製造業、物流業、観光関連事業者等、地域経済への影響が大きい事業者を対象に、BCP策定支援や情報提供を行う。 ③物流・供給網の被災把握と復旧支援体制の整備（都市建設課・産業労働課） ・災害時における物流の支障箇所を迅速に把握し、道路管理者、港湾管理者、関係事業者との情報共有体制を整備する。 ・重要施設や物流拠点の被災状況を早期に把握できるよう、連絡体制の確認や情報伝達手順の整理を行う。 ・必要に応じて、国・県・関係機関と連携し、復旧優先順位の調整や応急復旧の支援を行う。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・国道8号子不知～親不知地区 ・国道8号糸魚川東バイパス ・地域高規格道路松本糸魚川連絡道路	- 親不知地区(6.7km)事業化〔R7〕 - 一部区間(3.1km)開通済〔R7〕 - 一部区間(5km)事業化〔R7〕	- 子不知地区 事業化〔R15〕 - 全区間(6.9km)開通〔R15〕 - 全区間(20km)事業化〔R15〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）		

**【リスクシナリオ４－２】 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への
甚大な影響**

施策	金融サービス等の機能維持及び早期復旧
推進方針	通信ネットワークの強靱化や事業者の業務継続体制の確保を通じて、金融サービス、郵便等の機能維持及び早期復旧を図る。また、災害時においても市民生活や商取引への影響を最小限に抑えるため、関係機関との連携強化、代替手段の確保、被災者対応体制の整備を推進する。
主な取組	<u>①事業者等における事業継続計画の策定（関係各課）</u> ・通信事業者、金融機関、郵便局等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。 ・金融機関、郵便局、通信事業者等に対し、災害時における重要業務の継続、復旧優先順位、代替拠点の確保等について、平時からの備えを働きかける。 ・地域の商取引や住民サービスの維持に必要な機能が早期に回復できるよう、関係機関との連携体制を確認する。 ・中小事業者や地域金融機関等にも配慮し、実効性のあるＢＣＰの策定・見直しを促す。 <u>②通信網・通信システムの強靱化（関係各課）</u> ・店舗等の耐震化、非常用発電機の設置などの防災対策を講じるよう働きかける。 ・災害からの被害を最小限に留められるよう、通信網や通信システム等の防災対策を進めるとともに、多重化や代替機能の確保など、早期復旧ができる体制を整備する。 ・通信設備の停電対策、機器の冗長化、重要回線の迂回確保等について、関係事業者に対応を促す。 ・災害時の通信障害を想定し、復旧までの間に利用可能な代替的な連絡手段の確保を働きかける。 ・重要拠点については、バックアップ電源や衛星通信等の活用も含めた検討を促す。 <u>③被災者の金融機関利用への支援（関係各課）</u> ・現金、預金口座情報等を失った被災者が、預金の引き出し等をできるよう、関係機関に対し迅速な対応ができる体制の整備を働きかける。 ・本人確認書類を失った場合の相談窓口、仮払い、再発行等の対応について、関係機関との情報共有を進める。 <u>④郵便・決済・生活インフラの早期復旧支援（関係各課）</u> ・郵便、送金、決済、公共料金収納等の生活基盤機能について、関係機関に早期復旧を働きかける。 ・重要拠点の被害状況把握や、復旧に必要な情報共有を迅速に行えるよう、平時から連絡体制を構築する。 ・市民生活や商取引への影響を抑えるため、関係機関との訓練や情報交換を進める。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（Ｒ７．７改訂）

【リスクシナリオ４－３】 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な被害

施策	農林水産業の生産基盤強化と供給継続体制の確保
推進方針	食料品等の安定供給を確保するため、農林水産業の生産基盤の保全対策・耐震化を進めるとともに、災害時にも生産、集荷、加工、流通が継続できる体制づくりを推進する。
主な取組	<u>①生産・流通事業者の事業継続体制の強化（農林水産課・産業労働課）</u> ・ 農協、漁協、卸売市場、小売事業者等に対し、災害時における食料供給機能の維持に向け、事業継続計画（BCP）の策定や見直しを働きかける。 ・ 生産、集荷、加工、保管、流通の各段階における代替ルートや代替手段の確保を促進する。 ・ 停電、道路寸断、通信障害等を想定し、供給拠点の分散化や業務継続に必要な準備を支援する。 <u>②農林水産業の生産基盤の防災・減災対策（農林水産課）</u> ・ 農産物、海産物等の安定供給を支えるため、農業基盤整備、農業水利施設、農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策・耐震化を進める。 ・ 豪雨、地震、土砂災害等による被害を抑えるため、施設の点検、補修、長寿命化を計画的に進める。 ・ 気候変動等による新たなリスクも踏まえ、被害の予防・軽減につながる取組を推進する。 <u>③地域の生産力を支える担い手・組織への支援（農林水産課）</u> ・ 農林水産業の継続に必要な担い手確保、作業の省力化、共同化等を支援し、災害時にも維持しやすい生産体制づくりを進める。 ・ 集落営農、漁業協同組合、加工・流通関係者等との連携を強化し、地域内で支え合う供給体制の維持を図る。 ・ 被災時の営農再開や操業再開に向けた情報共有、復旧の考え方の整理を進める。 <u>④備蓄・供給確保に向けた民間連携の推進（危機管理課・農林水産課）</u> ・ 災害時に供給が不足しやすい食料品等について、民間事業者との協定や連携を通じて、安定供給に必要な調整機能の強化を図る。 ・ 地域の生産者、加工業者、小売事業者等と平時から情報交換を行い、供給不足時の対応や優先供給の考え方を整理する。 ・ 国・県の支援制度や広域的な調達・流通の動向を踏まえ、必要な連携体制を構築する。 <u>⑤家庭・事業所等における備えの促進（危機管理課）</u> ・ 各家庭、企業・事業所、学校等に対して、ローリングストックを含む備蓄の重要性を普及啓発する。 ・ 災害時に備え、地域の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品の備え方を周知する。 ・ 防災訓練や広報を通じて、日常から備える意識の定着を図る。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）

【リスクシナリオ４－４】 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

施策	用水供給施設の防災対策と相互応援体制の強化	
推進方針	用水供給施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、災害時や渇水時における用水供給体制を確保する。また、水源・配水施設の多重化、適正利用の周知、関係機関との相互応援体制の強化を図り、生産活動への影響を最小限に抑える。	
主な取組	①用水供給施設の防災対策（農林水産課・ガス水道局） ・上水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化や長寿命化により、災害が発生した場合でも生産活動への影響を最小限に抑える。 ・水源及び配水施設の多重化により、用水の安定供給を図る。 ・渇水や災害による供給低下を想定し、主要施設の点検、更新、応急復旧に必要な資機材の確保を進める。 ・漏水防止や施設の計画的な維持管理を行い、供給効率の向上に努める。 ・必要に応じて、代替水源や代替送水ルートの確保について検討する。 ②適正な利用に向けた周知・広報（農林水産課・ガス水道局） ・災害時や渇水時における水道、農業用水の適正な利用のため、取水制限などの基準を明確にするとともに、適切なタイミングでの周知啓発により、生活や生産活動への混乱を避ける。 ・農業者や事業者に対しては、節水方法、代替対応、作付け・散水調整等について情報提供を行う。 ・市民に対しても、平時から節水意識の醸成を図る。 ③相互応援体制等の強化（農林水産課、ガス水道局） ・相互応援体制の実効性を高めるため、応援協定に基づく想定訓練等を実施する。 ・平時から近隣事業者との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。 ・災害時・渇水時の応援要請手順、連絡体制、役割分担をあらかじめ整理する。 ・広域的な応援や資機材融通も含め、実際の災害を想定した連携を進める。 ④需要調整と危機時対応の仕組みづくり（農林水産課・ガス水道局） ・渇水時には、用途別の優先順位や需要調整の考え方を平時から整理し、関係者間で共有する。 ・生産活動への影響を抑えるため、重要な農業用水・生活用水の確保方法について検討する。 ・被害拡大を防ぐため、異常渇水の早期把握と情報共有の体制を整える。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）	

【リスクシナリオ４－５】 農地・森林等の被害に伴う荒廃、多面的機能の低下

施策	農地・森林等の整備の推進		
推進方針	基幹的農業水利施設の長寿命化対策のほか、農村の多面的機能の確保に努めるとともに、森林整備計画に基づく計画的な間伐等の整備を推進する。また、農地・森林の保全管理、担い手の確保・育成、鳥獣被害対策を総合的に進め、災害に強い地域基盤の維持・向上を図る。		
主な取組	<u>①農地・農業水利施設等の保全管理（農林水産課）</u> ・農業水利施設（頭首工、用排水路等）の耐震化及び長寿命化修繕を計画的に実施する。 ・施設の機能診断や点検を継続的にを行い、老朽化や損傷の早期発見・早期対応に努める。 ・中山間地域等直接支払、多面的機能支払等も活用し、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を促進する。 <u>②森林整備（農林水産課）</u> ・森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様な主体による健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、地場産材の利用促進等、森林整備を計画的に推進する。 ・糸魚川市森林整備計画の林道整備計画に掲載されている林道等の整備を推進する。 ・土砂流出防止、水源涵養、落石・崩壊防止等の観点から、保安林機能の維持・強化に努める。 <u>③農林業の担い手の確保・育成（農林水産課）</u> ・農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や新規参入する事業所等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。 ・就業相談、研修、技術継承、経営支援等により、地域の実情に応じた担い手確保を支援する。 ・集落営農、法人化、広域連携など、継続的な農地管理が可能となる体制づくりを促進する。 ・高齢化や人手不足を踏まえ、省力化・効率化に資する取組も併せて推進する。 <u>④鳥獣被害対策の推進（農林水産課・市民生活課）</u> ・下草刈り、間伐など森林の適切な整備によりクマやイノシシ等の鳥獣の生息域を減らし、農地や集落への被害軽減を図る。 ・猟友会との連携協力による鳥獣の捕獲を進め、適切な個体数の管理に努めるほか、鳥獣被害防止策の設置や緩衝帯の整備など、地域ぐるみでの見守りや取組体制を整備する。 ・出没情報の共有、注意喚起、緊急時の対応手順を明確化し、住民の安全確保を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・多面的機能支払事業取組面積 ・中山間地域等直接支払事業取組面積 ・市産材の生産量 ・新規就農者数	1,331ha〔R7〕 1,327ha〔R7〕 10,178 m³〔R6〕 4人〔R7〕	1,331ha〔R15〕 1,327ha〔R15〕 15,000 m³〔R15〕 4人〔R15〕
関連計画	糸魚川農業振興地域整備計画（R8.4改訂） 糸魚川市森林整備計画（R8.4改訂） 糸魚川市鳥獣被害防止計画（R6.12改訂） 農業経営基盤強化基本構想（R7.9改訂）		

(事前に備えるべき目標)

5 情報通信サービス、電気等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧させる

【リスクシナリオ5-1】 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策	災害時の情報伝達の確保と代替手段の整備
推進方針	テレビ・ラジオ放送の中断や通信障害が発生した場合にも、住民、観光客、要配慮者、事業者等へ必要な情報が確実に伝わるよう、代替手段の確保と情報発信体制の強化を図る。
主な取組	①情報伝達手段の多重化・多様化（企画課・危機管理課・消防本部） ・災害時にテレビ・ラジオ・固定電話・携帯電話等が使用できない場合を想定し、防災行政無線、緊急速報メール、Ｌアラート、メール配信、SNS、ホームページ、広報車、消防団による巡回広報等を組み合わせた多重的な情報伝達体制を整備する。 ・市民（企業や社会福祉施設等を含む）が各々の立場において災害発生時の危機感を認識し、自ら情報を収集して適切に判断できるよう、防災情報の入手方法を平時から周知する。 ・高齢者、障害者、外国人、観光客等に対しても必要な災害情報が届くよう、やさしい日本語、多言語、音声、視覚的表示等を用いた情報発信を推進する。 ②被災状況の収集・共有体制の強化（企画課・危機管理課・消防本部・関係各課） ・被災地の状況を迅速に把握するため、職員、消防団、関係機関、地域住民からの通報・報告を集約する体制を整備するとともに、災害発生直後から、避難所、道路、河川、ライフライン、孤立地区等の情報を一元的に収集・整理できる仕組みを整える。 ・現地確認が困難な場合に備え、ドローン、衛星画像、固定カメラ、Web 会議等の活用を検討するとともに、収集した情報を庁内で共有し、避難誘導、応急対策、広報、復旧判断に迅速に活用できるようにする。 ・国、県、関係機関との情報共有ルートを明確化し、被災時の連絡方法を複線化する。 ③通信施設・機器の安全対策（企画課・総務課・消防本部） ・通信設備が揺れにより転倒したり移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。 ・通信設備、指令設備、電源設備、配線等について、浸水、落雷、火災等への安全性を確保する。 ・通信機器の設置場所について、被害を受けにくい場所への分散配置や代替拠点の確保を検討する。 ④要配慮者・観光客等への情報伝達強化（危機管理課・福祉事務所・観光課） ・高齢者世帯や福祉施設、医療機関等に対し、災害情報が確実に届くよう、個別受信手段や連絡体制の整備を進める。 ・外国人や障害者にも配慮し、Net119、多言語翻訳アプリ、文字情報・音声情報の併用等により、緊急時の意思疎通を円滑にする。 ・観光客や一時滞在者に対しては、宿泊施設、観光案内所、交通拠点等を通じた情報提供体制を整備する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）

【リスクシナリオ５－２】 電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止

施策	電力・通信機能の維持強化	
推進方針	電力・情報通信等の事業者との連携強化を図るとともに、災害時にも必要な機能を維持できるよう、非常用電源の確保、情報伝達手段の多重化、家庭や事業所での燃料等の備蓄及び自立分散型電源の普及を促進する。	
主な取組	①電力・情報通信事業者との連携（危機管理課・総務課・企画課） ・災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。 ・停電や通信障害の発生時における復旧優先順位、応急対応、連絡手順を平時から整理する。 ・重要施設や避難所等については、優先的な電力供給や通信確保の方策を関係機関と検討する。 ・災害時の情報伝達を確実にを行うため、防災行政無線、携帯電話、SNS、防災アプリ等を組み合わせた多重化を進める。 ・復旧活動を円滑に進めるため、事業者との訓練や情報交換を継続的に実施する。 ②家庭や事業所等での備蓄等（危機管理課・市民生活課） ・各家庭に災害時のための燃料等の備蓄について啓発を行う。 ・一般家庭での太陽光発電設備（蓄電池を含む）、事業所への再生可能エネルギー発電設備（蓄電池含む）の普及促進を図る。 ・カセットボンベ、モバイルバッテリー、懐中電灯等、停電時に必要となる物資の備蓄を周知する。 ・事業所に対しては、業務継続に必要な非常用電源、燃料、通信手段の確保を働きかける。 ③ライフライン重要施設の防災対策の強化（関係各課） ・電力、通信、給水等のライフラインに関わる重要施設について、耐震化、浸水対策、落雷対策等を進める。 ・非常用発電設備の整備・更新や燃料確保の体制整備を促進する。 ・長期停電を想定し、施設ごとの優先復旧体制や代替機能の確保を検討する。 ・重要施設の被災状況を早期に把握できるよう、点検・通報・連絡体制を整える。 ④住民への情報提供と行動支援（危機管理課・福祉事務所） ・停電時の行動、備蓄品の活用方法、発電機や蓄電池の安全な使用方法について普及啓発を行う。 ・電力や通信が途絶した場合の連絡方法や避難判断について、平時から周知を図る。 ・要配慮者世帯や孤立の可能性がある地域については、地域見守りと情報伝達の仕組みを強化する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市新エネルギービジョン（R3.3策定）	

【リスクシナリオ５－３】 都市ガス供給・石油・LPガス灯の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

施策	燃料供給・都市ガスの災害対応力強化		
推進方針	燃料供給等の事業者との連携強化を図るとともに、災害時においても石油・LPガス等の燃料供給を確保できるよう、家庭や事業所での備蓄を促進する。また、ガス供給の安全性と安定性の向上を図るため、都市ガス供給施設の耐震化や浸水対策、導管網のブロック化等を推進する。		
主な取組	<u>①石油・LPガスの燃料確保（危機管理課）</u> ・民間事業者との石油等の燃料を確保するための協定が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。 ・災害時に必要となる燃料の供給優先順位や配送手順を、関係事業者とあらかじめ確認する。 ・燃料供給の途絶を想定し、代替供給先や応急的な確保手段について検討する。 ・石油、LPガス、軽油等の確保について、関係団体との情報共有や訓練を進める。 <u>②家庭での備蓄等（危機管理課・産業労働課）</u> ・各家庭に災害時のための燃料等の備蓄について啓発を行う。 ・カセットボンベ、懐中電灯、乾電池、モバイルバッテリー等、停電や暖房停止時に必要な物資の備えを周知する。 ・事業所に対しても、非常用燃料や発電機、通信手段の備えを促進する。 ・平時からローリングストックの考え方を普及し、各家庭・事業所での継続的な備蓄を促す。 <u>③ガス施設の耐震化等（ガス水道局）</u> ・ガス供給施設の耐震化や導管網のブロック化等の推進により、安全で安定したガスの供給を図る。 ・最新の津波及び洪水ハザードマップ等に基づき、ガス供給施設ごとの浸水対策の検討を進める。 ・老朽化した施設については、計画的な更新や補修を進める。 ・重要施設への供給継続や早期復旧に向け、非常用電源や代替設備の確保を進める。 <u>④相互応援体制等の強化（ガス水道局・危機管理課）</u> ・関係事業体や民間団体と重大事故等の非常事態を想定した防災訓練を実施する。 ・平時から近隣事業者との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。 ・被害発生時の連絡系統、応援要請手順、復旧優先順位を明確化する。 <u>⑤重要利用者への供給継続と情報提供（関係各課）</u> ・医療機関、福祉施設、避難所等の重要利用者への燃料・ガス供給の確保に向け、関係機関との連携を強化する。 ・供給停止や復旧見込みに関する情報を、住民や事業者へ適切に周知する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・ガス管の耐震化率	95.9%〔R7〕	97.0%〔R15〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市新エネルギービジョン（R3.3策定）		

【リスクシナリオ5-4】 上下水道等の長期間にわたる供給停止

施策	上下水道の機能維持		
推進方針	上下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、災害時においても上下水道の機能が維持できるよう、応急給水体制の整備、広域的な応援体制の構築、浸水対策及び停電対策を進める。		
主な取組	①上下水道施設の耐震化等（ガス水道局） ・上下水道施設における基幹施設及び管路の耐震化や老朽化対策を進めていく。 ・ポンプ設備について、停電時の対応として、自家発電装置等の整備を計画的に推進する。 ・最新の津波及び洪水ハザードマップ等に基づき、施設ごとの浸水対策の検討を進める。 ②応急給水体制の整備（ガス水道局） ・迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施により、その実効性を高めていく。 ・応急給水拠点、給水車、仮設給水設備等の配置・運用手順を平時から確認する。 ・被災状況の把握、給水優先順位の判断、住民への周知方法を含め、実践的な対応体制を整える。 ・給水所の開設、配水ルートの確保、資機材の輸送手順についても整理する。 ③業務継続体制の強化（ガス水道局） ・上下水道事業の業務継続計画の見直しを継続的に行う。 ④合併浄化槽の普及促進（ガス水道局） ・合併処理浄化槽は、個別処理で被災による影響が少ないため、浄化槽の整備区域での整備を促進する。 ⑤相互応援体制等の強化（ガス水道局） ・相互応援体制の実効性を高めるため、応援協定に基づく想定訓練等を実施する。 ・相互応援協定等を締結した団体と防災訓練を実施する。 ・迅速かつ効率的な応急活動を行うため、地域住民との防災訓練に協力する。 ・平時から近隣事業者との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。 ⑥住民への節水・断水時対応の周知（ガス水道局・危機管理課） ・災害時や渇水時における節水や断水時の行動について、分かりやすい周知・広報を行う。 ・飲料水の備蓄、生活用水の確保、トイレ対策等について平時から普及啓発を行う。 ・要配慮者や孤立地域については、優先的な支援が可能となるよう、関係機関との連携を強化する。 ・断水時の問い合わせ先、給水拠点、復旧見込み等の情報を迅速に伝達できる体制を整備する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・避難所等の重要施設に接続する上水道 管路の耐震適合率	59.9%〔R7〕	63.0%〔R15〕
	・避難所等の重要施設に接続する下水道 管路の耐震適合率	72.2%〔R7〕	90.0%〔R15〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3策定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（R8.3策定） 糸魚川市公営企業経営戦略（R8.3改訂）		

【リスクシナリオ５－５】 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策	主要幹線の機能維持	
推進方針	主要幹線の老朽化対策や強靱化を推進するとともに、代替路線の整備を計画的に進める。また、災害時にも物流・人流を可能な限り維持できるよう、道路ネットワークの機能強化、関係機関との連携、迅速な復旧支援体制の確立を図る。	
主な取組	①道路施設の老朽化対策（都市建設課・農林水産課） ・道路施設の老朽化対策を着実に進める。 ・日々の点検、巡視により、道路施設の適切な維持管理に努め、災害発生時の被害拡大を未然に防止する。 ・橋梁、トンネル、法面、排水施設等の点検・補修を計画的に実施し、長寿命化を図る。 ・道路利用者の安全性確保のため、損傷の早期発見・早期対応に努める。 ・豪雨、地震、雪害等の複合災害を想定した維持管理を進める。 ②道路の防災対策（都市建設課・農林水産課） ・優先的に主要幹線の強靱化を進め、災害に強い交通ネットワークの確保を図る。 ・道路拡幅や代替路線の確保などの事前の不通回避策を実施する。 ・緊急輸送道路や地域の重要路線について、優先順位を踏まえた整備・改良を進める。 ・落石、崩土、冠水、積雪等に備え、危険箇所の対策を重点的に実施する。 ③復旧支援体制の確立（都市建設課・農林水産課・危機管理課） ・国県などの関係機関と連携・協働し、早期の交通確保を図る。 ・建設業協会などのインフラ整備事業者と災害時応援協定を締結し、災害時の迅速な復旧体制を整備するとともに、連絡先・担当者の確認など緊急連絡体制を確保する。 ・道路啓開、応急復旧、通行止め解除の手順をあらかじめ整理し、実効性を高める。 ④交通確保に向けた事前対策の強化（都市建設課） ・災害時の物流・通勤・通学・救急搬送に支障が生じないように、代替ルートや迂回路を事前に把握・周知する。 ・道路の寸断時における孤立防止や物資輸送の確保について、関係機関と連携して検討する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）	糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3策定）

(事前に備えるべき目標)

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【リスクシナリオ6-1】 事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

施策	迅速な復旧復興に向けた事前準備の推進	
推進方針	復興に関する体制や手順、課題把握のほか、復旧復興に向けた地域等での合意形成などの事前準備を進める。	
主な取組	①復興事前準備の推進（危機管理課・地域協働課・都市建設課） ・被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。 ・自主防災組織での日ごろの活動を通じて、災害時の対応や災害発生後の復旧のあり方を話し合う場を設置し、地域住民のほか地域内にある事業所等も含めて、基本的な復旧復興の方向性を定めるなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。 ・復興の段階ごとの課題や必要な手続を整理し、事前に検討しておく。 ・被災後の土地利用、生活再建、産業再建の方向性について、地域特性を踏まえた検討を行う。 ・復興を担う関係部局間の連携体制や意思決定手順を明確化する。 ②支援制度の情報整理・更新（危機管理課・関係各課） ・災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約するなど、適切かつ迅速な支援につながる体制を整備する。 ・災害発生後なるべく早い段階で支援制度を周知できるよう、国や県の支援制度など、適切に情報更新を行う。 ・住家被害、生活再建、事業再建、福祉、税、保険、住宅支援など、分野別に情報を整理し、速やかに提供できるようにする。 ③復興計画・地域合意形成の仕組みづくり（危機管理課・地域協働課・関係各課） ・大規模災害時に備え、復興の基本方針や考え方を平時から整理し、必要に応じて復興ビジョンを検討する。 ・地域住民、事業者、関係団体との意見交換の場を設け、復旧復興に向けた共通認識の形成を図る。 ④生活再建・地域再生に向けた関係機関連携の強化（危機管理課・関係各課） ・国、県、関係機関、支援団体と連携し、被災者支援から復興事業への移行を切れ目なく行えるよう準備する。 ・災害規模に応じた応援受入れ、ボランティア連携、相談支援体制について事前整理を進める。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）	

【リスクシナリオ6-2】 災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

施策	復興に関する人材確保体制の整備
推進方針	復興に関する体制や手順、課題把握等の事前復興準備を進めるほか、災害対応・復旧復興を支える人材の確保・育成、災害ボランティア等の受入体制の整備を進める。
主な取組	①復興事前準備の推進（危機管理課・地域協働課・都市建設課） ・被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。 ・復興の基盤整備を担う建設業の人材を確保・育成するとともに、次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整えることで、迅速な災害対応・復旧復興を支える人材を育成する。 ・復興に必要な技術者、調整役、地域支援人材の確保策について検討する。 ・復興時の事務処理や合意形成を担う職員の育成も含め、庁内体制の継続性を高める。 ②消防団・自主防災組織の充実強化（消防本部・危機管理課） ・地域における消防・防災のリーダーとして、地域に密着して住民の安全と安心を守る消防団、自主防災組織の充実強化を図る。 ・防災リーダー研修などの機会を通じて、地域における防災リーダーを育成するほか、自主防災組織補助金などを活用して防災士の育成・確保を支援する。 ・自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進めるとともに、既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。 ・地域防災訓練や避難所運営訓練への参加を通じて、実践的な担い手を増やす。 ③災害ボランティア等の受入体制の整備（福祉事務所） ・ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備する。 ・災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成する。 ・大規模災害時の広域受援を想定し、県内外の支援団体との連携体制を構築する。 ④人材の継続的確保と育成基盤の強化（関係各課） ・建設、福祉、防災、地域運営など、復興に必要な分野ごとに担い手不足を把握し、平時から対策を講じる。 ・行政、民間、地域団体が役割を分担し、災害時に機能する協働体制を平時から整える。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）

【リスクシナリオ6-3】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策	災害廃棄物処理体制の整備	
推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する体制を整備する。また、発災直後からの仮置場運営、収集・運搬・処理の円滑化、広域的な支援体制の確保を図るとともに、関係機関との連携や職員の育成により、復興の遅れを防ぐ。	
主な取組	<u>①災害廃棄物処理計画の策定（市民生活課）</u> ・令和3年度に策定した「糸魚川市災害廃棄物処理計画」の見直しを行い、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制を整備する。 ・災害廃棄物の仮置場として使用可能な土地をリストアップするとともに、運送事業者や処理事業者等との協議を行い、災害発生時に確実に運搬・処理ができる体制を整備する。 ・災害の規模や被害想定に応じた処理フロー、分別基準、搬入ルールをあらかじめ整理する。 ・木くず、コンクリート、金属、可燃物、危険物等の分別・保管方法について平時から検討する。 ・災害廃棄物処理に必要な資機材、運搬手段、保管スペースの確保を進める。 <u>②災害協定市・災害協定団体との連携（総務課・危機管理課）</u> ・災害廃棄物の処理においては、国・県との協議や各種申請など、法令や手続きのノウハウを持つ職員の配置が欠かせないことから、国や県からの職員派遣を含め、職員体制の確保に努める。 ・災害協定市や災害協定団体と連携し、収集・運搬・仮置場運営・処理に関する応援体制を構築する。 <u>③仮置場の確保と運営体制の整備（市民生活課）</u> ・災害廃棄物の仮置場候補地を複数確保し、被災状況に応じて迅速に開設できる体制を整える。 ・仮置場における車両動線、分別区分、安全管理、火災・飛散・悪臭対策を事前に検討する。 ・住民への搬入方法や持込みルールを周知し、混乱の防止を図る。 <u>④広域処理・民間活用の推進（市民生活課・危機管理課・都市建設課）</u> ・市内での処理が困難な場合に備え、県や近隣自治体との広域処理の連携を検討する。 ・民間の処理施設、収集運搬事業者、建設関連事業者との協力体制を強化する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂） 第2次糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（R2.3策定） 糸魚川市災害廃棄物処理計画（R4.3策定）	

**【リスクシナリオ6-4】 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず
復興が大幅に遅れる事態**

施策	土地所有者・土地境界の確定と商業地域における復旧復興の合意形成
推進方針	土地所有者・土地境界等の確定に向けた地籍調査を促進するとともに、復旧復興に向けた商業地域等での合意形成を進める。
主な取組	①土地の適正管理（都市建設課・関係各課） ・災害発生後、早期に土地及び境界確認し、迅速な復旧作業に資するよう、登記所備付地図が未整備の地区を中心に、地籍調査を推進し、土地境界等の明確化を図る。 ・土地所有者・境界を迅速に確認できるよう、相続登記の必要性について周知啓発を図る。 ・復興事業に必要な用地取得や権利調整を円滑に進められるよう、関係資料の整理を行う。 ②GIS等地図情報の適正管理（企画課・関係各課） ・被災状況の把握のほか、復興計画の策定、復旧工事の促進のため、航空写真や地形図など基本的な地図情報の適時更新を行う。 ・災害後に迅速な現地確認、被害把握、復旧計画策定ができるよう、関係部署間で共通利用できる地図情報基盤を整備する。 ③復興事前準備の推進（危機管理課・産業労働課） ・商店街や企業団地など一定の区域において、災害時の対応や災害発生後の復旧のあり方を話し合う場を設置し、基本的な復旧復興の方向性を定めるなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。 ・商業地域や事業所集積地については、営業再開や通行動線、仮設店舗の配置などを含めた復興の考え方を事前に整理する。 ・事業者、商工団体、地権者、関係機関との協議体を設け、復旧復興に必要な用地確保や営業再開支援の方向性を共有する。 ④仮設住宅・仮設施設用地の事前確保（関係各課） ・被災後の迅速な生活再建のため、仮設住宅の候補地を事前に把握・整理する。 ・仮店舗、仮事業所、仮設駐車場等の整備に活用可能な用地について、関係課で情報共有する。 ・土地利用上の制約、インフラ接続、搬入動線等を踏まえ、実際に使用可能な候補地を精査する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7改訂）

【リスクシナリオ6-5】 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発及び地域コミュニティの充実強化		
推進方針	文化財等の防災対策を図るとともに、地域コミュニティの活力を保つ取組を推進する。また、文化財の保存・継承に向けた防災対策、地域の担い手育成、自然環境の保全・活用を一体的に進めることで、災害時にも地域の文化や暮らしが失われにくい環境を整える。		
主な取組	<u>①文化財等の防災対策（文化スポーツ課）</u> ・令和5年度策定の「糸魚川市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存・活用と一体となった防災・減災対策を推進する。 ・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、国・県との連携により、文化財の耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修を働きかける。 ・災害発生時における文化財の被害軽減を図るため、文化財所有者等に対して、文化財の転倒防止などの事前対策に加え、災害情報の伝達や避難誘導、救命救護、消火等の訓練に取り組むよう働きかける。 ・建造物以外の文化財（美術工芸品、民俗資料等）についても防災意識の啓発を図る。 ・地域計画に基づき、文化財ごとの特性や立地条件を踏まえたリスクを把握し、地震、火災、風水害、土砂災害等への備えを進める。 ・文化財の防災対策に地域全体で取り組むため、所有者・管理者に加え、地域住民、消防、防災部局、関係団体等との連携体制を構築し、平時からの協働による見守り・初動対応体制の強化を図る。 <u>②地域コミュニティの活力維持（地域協働課）</u> ・地域コミュニティの拠点として地区公民館のコミュニティセンター化を推進し、住民主体の防災・福祉・地域づくり活動を支援する。 ・地域に根付いた文化を継承するほか、災害からの復興時においても、地域コミュニティの力が重要であり、平時から地域での共同活動を推進するなど、地域コミュニティの活力を維持する取組を推進する。 ・災害時の共助や復旧復興に備え、地域のつながりを維持・強化する仕組みを整える。 ・地域行事や伝統活動の継承支援を通じて、地域の担い手を育成する。 <u>③自然環境の保全（市民生活課・都市建設課・農林水産課）</u> ・人々の生活に密着している里山や田畑、水路などといった環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を促進する。 ・自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」の取組を推進する。 <u>④文化・地域資産の継承支援と防災教育の充実（文化スポーツ課・学校教育課・地域協働課）</u> ・地域の文化、伝統技術等の継承に向け、学校、地域コミュニティ、所有者との連携を強化する。 ・地域学習や防災教育の機会を通じて、地域に根付いた伝統と文化財の重要性やその保護についての意義を次世代に伝える。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・指定登録文化財	155 件〔R7〕	喪失、滅失 0 件〔R11〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R7.7 改訂） 糸魚川市文化財保存活用地域計画（R5.7 月策定）		

8 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、国土強靱化の取組を総合的かつ計画的に推進する。

その際には、災害リスクの変化、社会経済情勢、国・県の施策動向、本市の財政状況や地域特性を踏まえ、必要に応じて施策の優先順位や実施内容の見直しを行うものとする。

① PDCA サイクルによる計画の推進

本市の強靱化に向けた計画の推進にあたっては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、PDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルに基づき、毎年度、進捗状況、成果、課題を点検・検証する必要がある。

そのため、各施策について、担当課が実施状況を把握し、関係課と情報共有を行いながら、必要に応じて目標、手段、実施時期の見直しを行う。

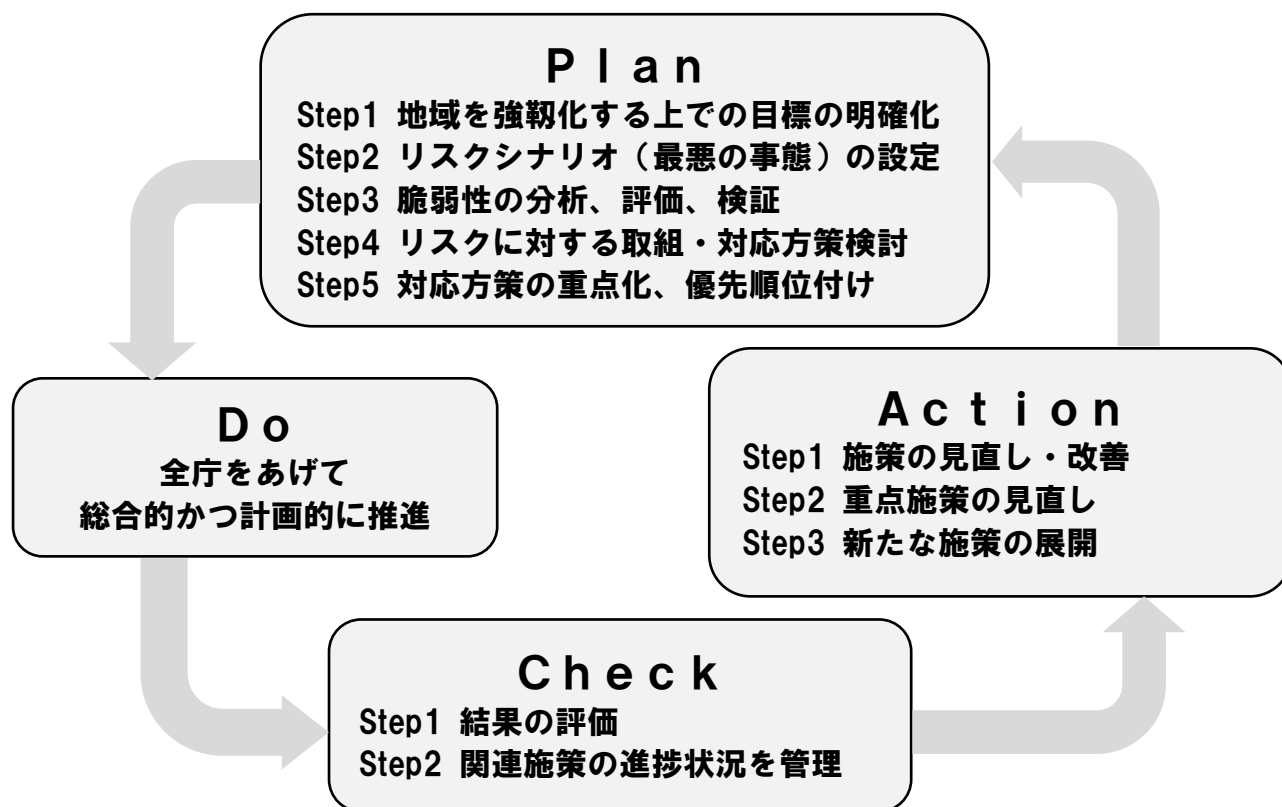
また、災害対応の教訓、訓練結果、国・県のガイドライン改訂等を踏まえ、計画を継続的に改善する。

② 推進体制

全庁横断的な推進体制のもと、関係部局が連携して計画を推進する。

また、国、県、関係市町村、民間事業者、地域団体、ライフライン事業者等との連携を強化し、平時から情報共有、訓練、協定締結、役割分担の明確化を進める。

特に、大規模災害時においては、応援受入れや広域連携が円滑に機能するように、受援体制を含めた実効性ある推進体制を構築する。



(2) 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年ごとに見直すものとする。なお、本市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化や災害対応上の新たな課題が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

また、本計画は、本市の強靱化に関する基本的な指針として、各分野別計画の整合を図るための基礎となるものである。

このため、国の国土強靱化基本計画、本市の総合計画、地域防災計画をはじめとする各分野別計画との整合を確保するとともに、各計画の見直し時には、本計画との整合を確認するものとする。

計画の見直しに当たっては、国土強靱化地域計画ガイドラインを参考に、以下の手順により実施する。

① 簡易チェック（毎年実施）

担当課（担当者）が、現在の地域計画について、計画内容の妥当性、進捗状況、施策の必要性等を簡易に確認する。

簡易チェックの結果、いずれかの項目で見直しの必要性が認められた場合は、本格チェックへ進む。

簡易チェック項目	
問1 計画改訂の必要性を感じているか	はい・いいえ
問2 計画の策定又は直近の改訂から4年以上経過しているか	はい・いいえ
問3 計画の策定又は直近の改訂以降に災害を経験しているか	はい・いいえ
問4 予定どおりに進んでいない（遅延・早期完了）と感じているものがあるか	はい・いいえ

※1つでも該当する場合は、本格チェックへ進む。

② 本格チェック（簡易チェックで該当があれば）

関係課による横断的な確認を行い、地域特性、災害経験、法令・制度改正、上位計画の変更、施策の進捗状況等を踏まえて、計画内容を総合的に検証する。

必要に応じて、各施策の追加、修正、統合、削除を行う。

本格チェック項目	
問1 基本計画や新潟県地域計画を含む関連計画の動向	☐
問2 施策・事業等に関連する法令、税制、予算補助制度等の改訂状況	☐
問3 その他の社会情勢やまちづくり方針の変化等	☐
問4 他地域を含めた災害発生状況	☐
問5 災害のレビューを通じた施策・事業等の不足の把握	☐
問6 地域計画に記載されている施策・事業等の状況	☐

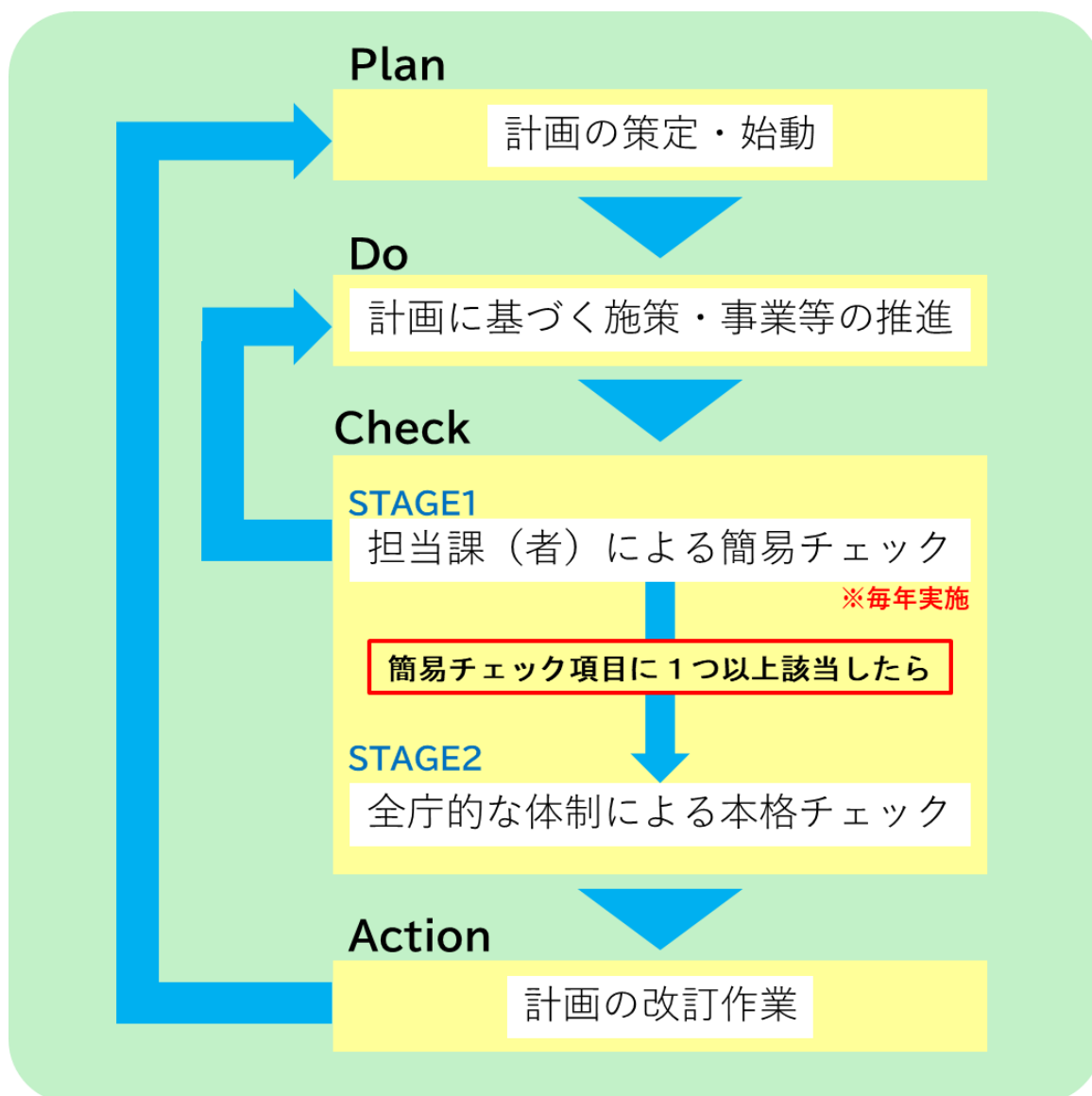
※改訂すべき項目を確認し、計画への反映を行う。

③ 計画への反映

本格チェックの結果を踏まえ、必要な見直し内容を地域計画へ反映する。

その際は、関係機関、地域住民、事業者等の意見も適切に取り入れながら、実効性のある計画となるよう努める。

～ 計画見直しの点検イメージ ～





糸魚川市

糸魚川市国土強靱化地域計画

令和2年7月策定

令和8年 月改訂

編集発行 糸魚川市企画課

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL025-552-1511 FAX025-552-1090

E-mail kikaku@city.itoigawa.lg.jp